

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
平成 26 年度 実施状況報告

(案)

平成 27 年 10 月

三 重 県

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

平成 26 年度 実施状況報告

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下「条例」という。）の基本理念に位置づけられた4つの基本的施策の推進に向けて、平成24年3月に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（以下、「基本計画」という）及び「同行動計画」（以下、「行動計画」という。）に基づき、農業及び農村の活性化に取り組んでいます。

□ 4つの基本的施策□

- I 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給
- II 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
- III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進
- IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本計画に基づく当該年度の施策の実施状況については、条例第9条第5項に規定に基づき、毎年一回、とりまとめて公表することとしています。

このたび、平成26年度の実施状況がまとまりましたので、ここに公表するものとします。

基本計画の基本施策と施策展開内容に基づく行動計画の体系

基本 施 策	基 本 事 業	目 次
I 安全・安心な農産物の安定的な供給 (3P)	(1) 需要に応じた水田農業の推進	4
	(2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	8
	(3) 活力ある畜産業の健全な発展	13
	(4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保	17
II 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立 (21P)	(1) 地域の特性を生かした農業・農村の活性化	22
	(2) 地域の持続的な営農の仕組みづくり	25
	(3) 多様な農業経営体の確保・育成	28
	(4) 農業生産基盤の整備・保全	32
	(5) 農畜産技術の研究開発と移転	35
III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進 (39P)	(1) 安全・安心な農村づくり	40
	(2) 獣害につよい農村づくり	43
	(3) 人や産業が元気な農村づくり	47
	(4) 多面的機能の維持増進	51
IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出 (54P)	(1) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり	55
	(2) 新たなマーケティング戦略の展開	59
	(3) 県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり	62

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給するため、効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や食品産業事業者のニーズに的確に対応できる生産・流通体制の整備を進めます。

また、行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進します。

基本目標指標

食料自給率
(カロリーベース)

県民の皆さんのが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合（農林水産省「都道府県別食料自給率」）。

平成27年度の目標値は、平成28年春に把握できる平成26年度の概算値により測ることとします。

目標の進捗状況

	23年度 計画策定期	24年度	25年度	26年度	27年度 行動計画の目標	33年度 基本計画の目標
目標値		45% (23年度)	45% (24年度)	45% (25年度)	46% (26年度)	51% (32年度)
実績値	42% (21年度)	42% (23年度)	43% (24年度)	43% (25年度)		

※実績値は評価年度の前年度の概算値

26年度評価

小麦の生産量は増加したものの、天候の影響等により、大豆の生産量が減少したことなどにより、基本目標指標の「食料自給率」は、平成24年度の概算値を下回り目標を達成できませんでした。県産農産物の供給力向上に向け、引き続き、需要に応じた水田農業の推進や、野菜・果樹のリーディング産地の育成などに取り組む必要があります。

基本事業については、大豆及び麦の作付面積は拡大したものの、米の生産数量配分の減少に伴い、水稻作付面積が前年を下回ったことから、水田利用率の目標を達成できませんでした。他の指標については、園芸産地の振興、畜産物のブランド化、みえの安全・安心農業の導入支援などに取り組み達成しました。食料自給率を向上させるため、農畜産物の生産振興を強化する必要があります。

<基本施策を構成する基本事業>

【基本事業1】需要に応じた水田農業の推進

【基本事業2】消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

【基本事業3】活力ある畜産業の健全な発展

【基本事業4】農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

【基本事業Ⅰ-1】需要に応じた水田農業の推進（主担当：農産園芸課）

基本事業の取組方向

食料自給力の向上のため、麦・大豆・新規需要米等を戦略作物と位置づけ、国の食料政策等を効果的に活用しながら消費者や食品産業事業者への需要開拓・拡大の促進に積極的に取り組むとともに、消費者に支持される米づくりなど需要に応じた生産や効率的な生産体制の構築を進めることにより、水田の有効活用を図ります。

取組目標

水田利用率 水田面積における作付面積の割合（三重県調べ）

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
93%	96%	102%

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	94.0%	94.5%	95.0%	96.0%
実績値	94.3%	94.5%	94.4%	
達成率	100%	100%	99%	

26年度評価

大豆・麦等生産体制緊急整備事業の活用等により、大豆及び麦の生産拡大に取り組みました。麦の作付面積は6,310ha（対前年320ha増）、大豆の作付面積は4,260ha（対前年90ha増）と増加しました。しかしながら、米の生産数量配分の減少に伴い、水稻作付面積が前年を546ha下回る28,954haとなつたため、水田利用率の目標を達成できませんでした。

水田の有効活用を図るため、引き続き、麦・大豆・飼料用作物等の水田活用作物の需要に応じた安定生産を推進していきます。また、全国的に米価が低迷する中、県産米の品質向上と新たな販路の拡大に取り組みます。

1 食料自給力の向上、水田の有効利用を図る総合的な対策

- ① 水田活用作物の需要に応じた安定生産を図るため、平成25年度に策定した新しい「三重の米（水田農業）戦略」に基づき、29市町で「水田フル活用ビジョン」が策定され、麦・大豆・飼料用作物等の生産拡大を地域農業再生協議会と連携して進めました。
- ② 経営所得安定対策の積極的な活用に向け、集落営農推進大会やブロック別推進会議、研修会などにおいて制度の説明を行いました。経営所得安定対策の交付対象面積は米18,763ha（対前年77ha減）、麦6,317ha（対前年356ha増）、大豆4,258ha（対前年196ha増）と前年を上回る実績となりました。
- ③ 米政策の見直しに対応するため、三重県農業再生協議会にワーキンググループを設置し、生産者と集荷業者等が自ら需給調整に取り組める環境の整備に向けた検討を開始しました。
- ④ 水稲種子等の安定供給に向け、種子生産農家への優良種子の生産指導、的確な種子審査等を行うとともに、三重県米麦協会が行う種子の安定供給、需給対策等に要する経費等の一部を負担しました。水稲種子更新率については84.1%（対前年比0.5%減）と、前年を若干下回りました。
- ⑤ 稲作農業の体質を強化するため、国補正予算の活用により、疎植栽培技術の導入など生産コスト低減の取組を支援しました。また、国補助事業の活用により、生産者団体等による共同利用施設の整備を支援し、大規模共同乾燥調整施設（1件）が新しく整備されました。

2 消費者等に支持される競争力ある米づくり

- ① 本県の中心品種であるコシヒカリの品質向上に向け、施肥技術の改善など栽培指導等に取り組みましたが、登熟期の日照不足の影響により、一等米比率は38.0%（速報値）と、全国平均（81.2%速報値）を大きく下回りました。
- ② 一方、夏場の高温に強い県開発の新品種「三重23号」の一等米比率については90.8%（速報値）と、昨年に続き他の品種や全国平均を大きく上回りました。
- ③ 「三重23号」は、公募により選定した生産者等39件（対前年8件増）により、約106.6ha（対前年29.7ha増）で生産され、出荷数量約567t（対前年157t増）となりました。このうち422t（対前年35t増）を、独自の品質基準を満たした「結びの神」として販売しています。
- ④ 「結びの神」のブランド化に向け、流通事業者の販路拡大に向けたPR活動を支援したところ、取扱事業者は県内の量販店や飲食店等191店舗（対前年37店舗増）となりました。首都圏においては、首都圏営業拠点「三重テラス」など飲食店5店舗での採用が実現したほか、全国規模の米小売店グループでの取扱が開始されました。

3 麦・大豆の作付拡大と新たな需要の開拓

- ① 需要に応じた麦、大豆の品質確保及び生産性の向上に向け、生産者団体による麦・大豆の共励会や研修会の開催を支援しました。麦の作付面積は6,310ha（対前年320ha増）、大豆の作付面積は4,260ha（対前年90ha増）と前年に比べ増加しました。
- ② 麦、大豆の品質及び単収の向上対策として、大豆・麦等生産体制緊急整備事業（平成24年度国補正事業）を活用し、土壌改良材や施肥改善など生産性の向上を図りました。小麦については「農林61号」から縞萎縮病等に耐性があり収量性の高い品種「さとのそら」へ品種転換が完了し、生産性も改善されたことから、生産量は20,900t（対前年4,700t増）、平均単収は347kg/10a（対前年122kg増）と前年を大きく上回りました。大豆については、湿害を回避するための耕起・播種技術である「大豆300A技術」の導入が進み、播種直後の低収穫要因は改善されたものの、相次ぐ台風の影響で、前年に続き作柄が不良となりました。

- ③ パン製造業者と連携して硬質小麦の新品種「ユメシホウ」の製パン適性の評価を行ったところ、既存の品種と同程度の適性を確認することができました。
- また、三重県産小麦のさらなる需要開拓のため、実需者等関係者を生産地に招へいし、产地見学会の開催や産地情報の提供に取り組みました。

4 新規需要米等の導入促進と、販路の確保・拡大

- ① 麦・大豆の生産が難しい地域において、経営所得安定対策の活用により、加工用米及び新規需要米（米粉用米及び飼料用米）の導入を推進したほか、安定生産に向けた技術指導を行いました。国による支援が拡充された飼料用米の作付面積は692ha（対前年258ha増）と大幅に増加しましたが、全国的に需給が緩んだ加工用米は295ha（対前137.5ha減）、米粉用米は35.6ha（対前年25.4ha減）と減少しました。
- ② 飼料用米については、主食用の多収性品種である「あきだわら」を産地交付金の追加払いの対象となる知事特認品種として採用するとともに、必要な種子を確保しました。麦・大豆の作付に適さない湿田などで作付を推進していくとともに、収量の向上に向け、栽培技術の普及・指導を図ることとしています。また、生産者団体と連携して、県内の畜産農家を対象に飼料用米の需要量調査を実施したところ、新たに畜産経営体16件から要望があったことから、この情報を共有することにより、畜産経営体と各地域農業再生協議会とのマッチングを進めています。

5 地域の特性等を生かした農産物（ソバ、ナタネ、マコモ等）の生産促進

- ① 全国的に生産量が増え価格が低迷していることや連作障害などから、ソバの作付面積は111ha（対前年39ha減）、ナタネの作付面積は47.7ha（対前年6.3ha減）と減少しました。
- ② 地域資源を活用した地域の自主的な活動の促進に取り組んだ結果、水田を利用したマコモや赤米、黒米などの地域特産物の作付けが定着してきました。また、それぞれの地域において、6次産業化の取組として、地域ブランド米としての販売や餅、団子、甘酒などの商品開発が進められました。

今後の課題

- ① 引き続き、国の経営所得安定対策を活用し、需要に応じた麦、大豆、飼料用米等の水田作物の生産拡大に取り組むとともに、米政策の見直しに的確に対応できるよう、三重県農業再生協議会に設置したワーキンググループにおいて需要に応じた水田作物の生産のあり方を検討していく必要があります。
- ② 全国的に米価が低迷していることから、県内各地の米の強みと消費者のニーズをふまえた商品開発を行い、新たな販路につなげていく必要があります。
- ③ 県産米の品質向上や低コスト化を図るため、大規模な水田経営体における栽培管理技術を改善していく必要があります。
- ④ 県産小麦の需要は高いことから、引き続き、増産を進める必要があります。
- ⑤ 大豆については、大豆300A技術の導入が進み、播種直後の低収要因は改善されたものの、気象による影響を受け収量が安定していないことから、収量安定化技術の導入を進める必要があります。

トピックス1

湿害と連作を回避する技術の導入により、麦の平均収量が増加！



本県では、食品関連事業者と生産者が連携して、小麦のサプライチェーンの構築により、用途に応じた小麦品種の導入を進めており、小麦の需要が供給を上回る状況が続いている。

このような中、小麦の増産に向け、主な低収要因である連作による土壌の酸性化と湿害を回避するため、平成25年から、国の補正予算を活用して、土壌改良資材の投入や生産性改善に有効な農業機械の導入、新品種の導入などを県下全域で進めました。

その結果、平成26年産では全国平均（336kg/10a）を上回る347kg/10aの平均収量を実現することが出来ました。

引き続き、食品関連事業者から求められる生産量の確保に向け、栽培技術の改善を進めるとともに、パン用の硬質品種についても、生産性の高い新品種への転換を進めます。

トピックス2

新しい米のブランド「結びの神」の魅力を発信！ ～県政だよりによる広報活動～

平成24年から、夏場の高温にも強い県育成の新品種「三重23号」のうち、品質基準に適合したこだわりの米を、三重県の新しい米のブランド「結びの神」として販売する取組が展開されています。

「結びの神」の販路拡大を図るため、県内外の様々なイベントや量販店、飲食店でのPR活動を展開してきた結果、取扱店舗は県内の量販店や飲食店等191店舗（対前年37店舗増）まで広がりました。

また、平成26年10月と11月には、県政だよりに情報を掲載して、県民の皆さんに「結びの神」の魅力を発信したところ、「結びの神」のプレゼント企画に180名の応募があるなど反響がありました。

米価が低迷する中、「結びの神」のように、地域の特性を生かしてブランド化を進める取組は、今後、ますます重要となってきます。



【基本事業Ⅰ-2】消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

(主担当：農産園芸課)

基本事業の取組方向

園芸等産地形成の促進に向けて、農商工連携や6次産業化なども含めた戦略的な産地経営、ブランド力の向上や販路拡大など、既存産地の充実や新たな産地の展開を通じてリーディング産地等の育成に取り組むとともに、農産物直売所等を核とした多品目適量産地づくりを支援します。

取組目標

新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数（累計）	契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数（三重県調べ）	
計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
一	20産地	40産地

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	5産地	10産地	15産地	20産地
実績値	5産地	10産地	15産地	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

茶・花木の中心経営から野菜との複合経営への転換による新規のネギ及びハクサイ産地の形成や、新規品目である亜熱帯果樹アテモヤのブランド化の取組、柿の輸出、震災復興需要に対応した東北への花木新規販売ルートの確立など、新たな取組に挑戦する産地が育成されており、目標を達成しました。

今後も、茶の輸出に向けたJGAPの認証取得や拡大している野菜の加工・業務用需要への対応など、新たな取組に挑戦する産地を育成するとともに、省力化が図られる低コスト高品質生産技術や新品種の導入等を進め、産地力を強化していきます。

1 リーディング産地等の育成

野菜

- ① いちごについては、普及指導員による栽培技術指導により、「章姫」などの既存の品種から、「炭疽病」抵抗性のある県育成いちご新品種「かおり野」への品種転換を推進しました。「かおり野」の作付面積は12.0ha（対前年比0.5ha増）と順調に拡大しています。
- ② 需要の低迷している茶・花木の中心経営から野菜との複合経営への転換を推進し、新たにハクサイ産地（10戸、4.6ha）及び白ネギ産地（20戸、6ha）が形成されました。
- ③ 全国1位の生産量を誇る「三重なばな」について、生産者団体と連携し、出荷調整に要する負担が軽減できる新たな流通形態での販売を推進し、新たに、外食チェーン1社（累計2社）において、季節限定で「三重なばな」を使ったメニューが提供されました。

果樹

- ① 本県の主要な園芸品目である東紀州地域の「みかん」の輸出促進に向け、生産者団体と協働で、タイの高級スーパーで温州みかん、不知火、せとかを販売したほか、平成25年度に引き続き在タイ日本大使館レセプションへの出品により、県産みかんのPRを行いました。官民一体となった取組により、県産柑橘類の輸出実績は約21.8トン（対前年約7トン増）となりました。
- ② タイでのテストマーケティングで評価の高かった次郎柿について、県内最大の柿産地であるJA多気郡柿部会が、タイへの試験輸出に取り組みました。平成26年10月～11月に1.1tを出荷し、タイの高級スーパーで売上が好調であったことから、本格的な輸出に向けて生産者の意欲が高まっています。
- ③ 特産化が進められている亜熱帯果樹「アテモヤ」について、6名の生産者による共販出荷組合が、大手インターネット販売サイトにおいて、共通デザインの化粧箱を用いた販売を開始しました。

茶

- ① 地域が企業と連携して取り組む紅茶の復活プロジェクトの取組を支援し、荒廃した紅茶品種茶園の再生活動（50a）や紅茶の加工技術の再構築を進めました。再生した紅茶園で収穫した茶葉は亀山紅茶として商品化されるとともに、亀山市内の飲食店5店舗においてメニュー化されました。

花き・花木

- ① 桑名地域の生産者団体が、地域の鉢花及び観葉植物の生産ほ場において、現地商談会を開催したところ、東京、名古屋、関西、福岡など9市場から参加があり、新規販路開拓のきっかけとなりました。

2 野菜産地の充実

- ① 野菜産地の充実に向け、野菜の産地強化計画を策定している36産地を対象に、計画に位置づけられている取組を支援しました。
- ② 野菜生産出荷安定法に基づき、野菜の安定供給を図るため、指定産地7産地及び特定産地11産地を対象に、新しい防除技術や新品種の導入など、専門的な産地指導を行うとともに、価格低落時に価格差を補填する価格安定対策事業を実施しました。指定産地では6,744トン、特定産地では3,332トンの申し込みがあり例年並みとなりましたが、野菜の価格が高値で推移したことから、価格差補給金の交付実績は昨年度を下回りました。品目別では、新規参入者の増加により、ネギやカボチャの申し込みが増加傾向にあります。

- ③ 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、国の燃油価格高騰緊急対策事業を活用して施設園芸における省エネ対策を推進したところ、ヒートポンプなどの施設園芸用省エネ設備が新たに6経営体（累計15経営体）において導入されました。

3 多品目適量産地の育成

- ① 農産物直売所や量販店のインショップを核とした地域内流通を活性化するため、直売所運営団体や市町、JA等の関係機関と連携して、消費者ニーズに沿った新規品目の導入研修会や、加工品開発に向けた異業種交流会を、各地域で定期的に開催しました。消費者ニーズに沿った新規品目導入に向けた意欲が高まっています。
- ② 熊野地域において、新たな直売所の開設を契機に野菜の供給量を増やすため、JA等の関係機関と連携して、竹で作った簡易ハウスを用いた軟弱性野菜の産地づくりを進め、生産者は3名、生産面積は4aとなりました。

4 果樹産地の強化

- ① 果樹産地の強化に向け、果樹産地構造改革計画を策定している16産地を対象に、計画に位置づけられている省力・低コスト化技術の導入などの取組を支援しました。
- 梨については省力・低コスト化技術である「梨のジョイント仕立て」の導入に向け、産地に適応した栽培マニュアルの策定を進めるとともに、接ぎ木の研修会を開催しました。
- また、みかんの高品質生産技術である「団地型マルドリ栽培」の技術を確立するため、実証ほ(86a)を設置した2地区において、新しい液肥の実証に取り組みました。
- ② 新品種による新たなブランドづくりを目指し、県が育成したかんきつ新品種「みえ紀南1号」の導入を進め、導入面積は49.2ha（対前年10ha増）となりました。また、「みえ紀南1号」のうち収穫時期が早く糖酸度の基準を満たした超極早生温州みかん「みえの一番星」の販売スタートに合わせて、生産者団体と連携して、県内量販店で販売促進に向けたPR活動を展開しました。「みえ一番星」の販売実績は、「みえ紀南1号」生産量の約3割にあたる132tとなりました。

5 伊勢茶のブランド化

- ① 老朽化した茶園の改植を進めるため、茶業団体等による「伊勢茶リフレッシュ運動」の取組をサポートするとともに、国補助事業の活用支援や農業研究所が開発した技術マニュアルを活用して産地での技術指導を実施しました。平成26年度の改植実績は17.1ha（累計76.2ha）となりました。
- ② 国補助事業を活用し、老朽化した防霜ファン設備の更新を進め、更新実績は78.4ha（累計141ha）、1,358基（累計2,334基）となりました。
- ③ 燃油価格の高騰を受け、茶を対象にして新たに国の支援策が講じられたことから、平成27年度から生産者が適切に支援策を活用できるよう、茶業関係団体に情報提供を行うとともに、円滑な事務手続きの実施に向けたアドバイスを行いました。
- ④ 伊勢茶の知名度向上に向け、茶業会議所など業界団体の取組を支援し、全国茶品評会・関西茶品評会への出品を促進するとともに、伊勢茶品評会や品評会入賞茶の試飲会、お茶の淹れ方教室の開催などの取組を展開しました。

- ⑤ 安全・安心の茶生産に向け、茶業団体等で組織する「安全安心な伊勢茶づくり推進委員会」と連携し、モデル茶工場として指定された20工場を対象に、茶工場の衛生管理の指導や伊勢茶GAP導入支援を行いました。また、安全・安心に関する意識改革につなげるため、茶生産者を対象としたGAP研修会を開催しました。伊勢茶GAPに取り組むモデル茶工場は累計で25工場（対前年5工場増）となりました。

6 花き・花木の消費拡大に向けた取組

- ① 県産花き・花木の販路開拓を促進するため、国内最大級の花の展示商談会「国際フラワーEXPO」への出展を促進（4農業者が参加）しました。
- ② 県産花きの魅力を県民にPRするため、花き生産者団体と連携して、三重県花き品評会（年2回）及び三重県植木まつり（年1回）を開催しました。花き品評会への来場者は約2,500名、植木まつりへの来場者は約4,000名でした。
- ③ 花きの消費拡大を図るため、フラワーアレンジメントのデモンストレーションの実施や寄せ植えなどの体験教室（のべ170名参加）の開催、フラワーバレンタインPRでの切花の配布など、花き業界団体の取組を支援しました。
- ④ 小中学校における花育を推進するため、学校花壇コンクール参加校の教員を対象とした講習会の開催（12校、24名参加）などにより、学校花壇作りの技術指導を行いました。
また、花き業界団体と連携し、保育所5ヶ所および中学校1校において、花壇作りなどの花育体験（263名参加）を実施しました。

今後の主な課題

- ① 野菜については、産地が卸売・仲卸業者や中食・外食業者と構成する協議会の形成の促進や、生産履歴や栽培環境などをビッグデータとして蓄積するシステムの構築などにより、拡大している加工・業務用需要に対応できる産地を育成することが必要です。
- ② 果樹については、柑橘及び柿の輸出拡大と定着を図るため、生産者団体等と連携して、輸出指定園地の拡大とともに、病害虫防除や品質保持に関する技術の導入等を促進することが必要です。
- ③ 茶については国内市場が供給過剰となっていることから、輸出も見据えた売れる茶づくりに向け、輸出対象国の農薬使用基準への対応や産地におけるJGAPなど第三者認証の取得を促進することが必要です。
- ④ 花き・花木については需要が低迷しており、新規需要の開拓が課題となっています。実需者ニーズに適合した商品開発と市場流通促進を図るため、全国の花き市場で開催される商談会への出展促進やバイヤー等を対象にした生産者のほ場見学会の実施、花き品評会等によるPRの実施などに取り組むことが必要です。また、花き・花木の需要喚起に向け、小中学校での花育などに関係団体と連携して取り組んでいくことが必要です。

トピックス1

多気町産の柿が海外デビュー！

～多気町産前川次郎柿がタイに試験輸出されました～



平成25年度にタイで行ったテストマーケティングにおいて、次郎柿の評価が高かったことから、平成26年10月～11月に、県内最大の柿産地であるJA多気郡柿部会が、次郎柿の品種である「前川次郎」の試験輸出に取り組みました。

10月～11月に1.1tを出荷し、タイの高級スーパーで日本国内の5倍以上の単価で販売され売上

も好調でした。

生産者の輸出に向けた取組意欲が高まっていることから、最大の課題である流通段階での果肉の軟化を防止する技術の導入を進めます。

トピックス2

亜熱帯果樹「アテモヤ」のブランド化に向けて

～「三重アテモヤ」のネット通販が実現しました～



三重県では、平成10年から、柑橘類を補完する作物の一つとして、沖縄などで栽培されている亜熱帯果樹「アテモヤ」の特産化に取り組んでいます。大玉で良食味品種の「ピンクスマンモス」を推奨品種と決め、高品質安定栽培技術を普及するとともに、「三重アテモヤ」の名称で販売する共販体制の構築を進めてきました。

平成25年には6名の生産者による共販出荷組合が設立されるとともに、「三重アテモヤ」のブランド確立に向け、商談会への出展や贈答用の商品開発などの取組が展開されました。平成26年には、前年度から進めていた商談が実を結び、大手インターネット販売サイトで、共通デザインの化粧箱を用いた販売が実現しました。

「三重アテモヤ」の販売は好調であり、継続した取引につなげることができたことから、生産拡大に向けた意欲も高まっています。

引き続き、三重アテモヤのブランド化に向け、生産者の積極的な取組を応援していきます。



【基本事業Ⅰ-3】活力ある畜産業の健全な発展（主担当：畜産課）

基本事業の取組方向

安全・安心な畜産物の安定供給と畜産農家の経営安定に向けて、生産技術や飼料自給力の向上、畜産物の高付加価値化やブランド化、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討、衛生管理の徹底や家畜伝染病監視の強化など、生産から流通・販売を通した総合的な支援に取り組みます。

取組目標

近隣府県の畜産産出額に占める割合	近隣府県（岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府7県）の畜産物の産出額に占める本県の割合（農林水産省「生産農業所得統計」）。 平成27年度の目標値は、平成28年春に把握できる最新のデータである近隣府県の畜産産出額に占める割合の平成26年度実績数値により測ることとします。
------------------	--

計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
13.7% (平成22年度)	14.1% (平成26年度)	14.7% (平成32年度)

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	13.8% (平成23年度)	13.9% (平成24年度)	14.0% (平成25年度)	14.1% (平成26年度)
実績値	14.4% (平成23年度)	14.6% (平成24年度)	14.8% (平成25年度)	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

畜産業の成長産業化や家畜防疫の推進などに取り組んだ結果、平成26年度目標を達成しました。引き続き、家畜防疫の取組の維持、強化や県産牛肉の海外輸出の促進、生産技術等の開発と移転に取り組んでいくとともに、県内産飼料の生産・利用拡大に向けた取組を拡充します。

1 家畜の監視伝染病の発生予防、予察及びまん延防止体制の強化徹底

- ① 家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止のため、農家巡回指導のほか、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しました。家畜伝染病予防法に定める監視伝染病のうち、特定家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫の発生はなかったものの、全国的な発生となった豚流行性下痢（P E D）が発生したことから、消毒を中心とした防疫対策を展開し早期鎮静化に努めました。
- ② B S E 特措法に基づき、24ヶ月令以上の死亡牛を全頭検査し、全頭陰性であったことを確認しました。
- ③ 高病原性鳥インフルエンザの防疫体制の強化に向け、対策・対応マニュアルをより実践的な内容に見直すとともに、マニュアルを円滑に機能させるための勉強会を44回開催しました。また、防疫作業関係者などを対象にした防疫演習会を県内8地区で延べ27回開催しました。
- ④ 家畜伝染病の万一の発生に備え、飼養情報や防疫方針案などを掲載した農場カルテを最新情報に更新しました。
- ⑤ 県産牛肉の安全・安心を確保するため、放射性物質に係る県産肉用牛の全頭検査を実施し、全て基準値以下であることを確認しました。

2 農場H A C C P方式の普及・定着

- ① 農場段階で危害発生をコントロールする手法である「農場H A C C P」認証制度と、その概念を取り入れた生産衛生管理体制の構築に向けた取組を広げるため、専門講習会への派遣による農場指導員の育成や取組意欲の醸成を図る講演会の開催などに取り組み、養鶏農場2農場をモデル農場として選定しました。

3 動物用医薬品や飼料の適正使用の促進のための監視・指導

- ① 動物用医薬品の適正使用と流通状況を確認するため、県内66件の販売店と124戸の畜産農場に対して立入検査を実施し、適正な販売、使用実態を確認しました。
- ② 飼料の適正流通を図るため、県内41件の販売店と124戸の畜産農場に対して立入検査を実施し、適正な販売、使用実態を確認しました。

4 基幹食肉処理施設の機能充実や衛生管理の強化・徹底

- ① 県内の基幹食肉処理施設である四日市、松阪の両食肉センターの運営を担う(株)三重県四日市畜産公社並びに(株)三重県松阪食肉公社の安定的な運営と安全・安心な食肉流通を安定的に行うための施設の維持管理等について、関係市町と連携して支援しました。
- ② (株)三重県松阪食肉公社の今後の施設整備のあり方について、同公社の施設整備検討委員会行政部会に関係市町とともに参加して検討を進めました。

5 畜産物の高付加価値化、ブランド確立

- ① 都市圏に近いという利点を生かし、鮮度を売りにして、有利に販売を行うため、と畜当日に店頭販売を行う「朝挽き鶏肉」の食味優位性を明らかにするとともに、美味しく流通させるための温度条件を検証しました。
- ② 飼料費が高騰する中、低コスト養豚飼育技術を開発するため、廃用乳及び豆腐粕の豚への給与試験により、嗜好性及び飼料費の削減効果を検証し、代替飼料として活用の可能性があることを確認しました。また、県内食品業者27業者を対象に、未利用資源に関するアンケート調査を行い、県内での未利用資源の発生状況や利用状況等を把握しました。

- ③ 学校関係者及びスポーツ指導者等を対象として、5月に熱中症予防等に及ぼす牛乳の効能に関する講演会を開催し、牛乳への理解の醸成に努めました。また、乳製品の販売力を高めるため、10月に乳業者を対象に商品開発支援研修会を開催し、新たな乳製品（1点）の開発を支援しました。
- ④ 県産畜産物の競争力強化に向け、「みえ豚」、「伊勢赤どり」、及び「錦爽どり」のPRや販路拡大などの取組を支援しました。「錦爽どり」については、県内の量販店及び飲食店等40社において試食販売による販売促進活動を行い、32社で新規の商談が成立しました。
- ⑤ 県産ブランド牛肉の海外輸出を促進するため、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の畜産部会と連携し、米国のシアトル及びオーランドにおける米国バイヤー等を対象としたプレゼンテーションや、レストラン経営者等4者の県内生産現場への招へい等を通じて、商談機会の創出に取り組みました。米国2社との取引が始まったほか、複数の商談が継続しています。

6 肉用子牛の安定的な県内自給体制の確立

- ① 受精卵移植技術を活用した和牛子牛生産による酪農経営の多角化に向け、受精卵移植に関する技術者（5名）及び和牛子牛育成指導者（7名）を養成するとともに、受精卵の受胎率向上に向けた技術（凍結技術等）の開発と現地実証（酪農家21戸、105頭）に取り組みました。受胎率は34.3%（対前年19.5%増）となり大幅に改善されました。

7 飼料の自給力の向上、家畜排せつ物の適正管理に向けた指導

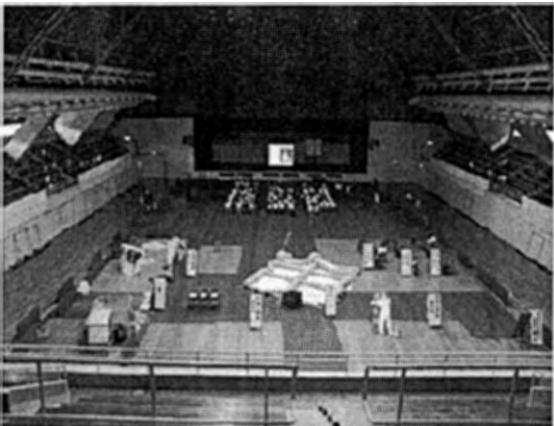
- ① 飼料の自給力向上のため、稲発酵粗飼料及び飼料用米の作付拡大に向け、現場での技術指導や畜産農家と生産農家との調整による地域内流通の拡大に取り組みました。稲発酵粗飼料の生産面積は212ha（対前年31ha増）、飼料用米は692ha（対前年258ha増）に増加しました。なお、稲発酵粗飼料については、県内生産されるほぼ全量が耕畜連携による取組となっています。また、飼料用米については、692haのうち349haが県内で利用されています。
- ② 家畜排せつ物の処理に対する実態調査等を踏まえ、家畜排せつ物の適正管理及び良質堆肥の生産に向けた指導、助言を行いました。家畜排せつ物の適正処理が進みましたが、さらなる資源循環を図るため、引き続き、堆肥生産技術の向上に係る助言が必要です。

今後の主な課題

- ① 県産ブランド牛肉の米国への本格輸出の実現に向けたフォローアップに取り組むとともに、新たな海外市場の開拓に向けた肉牛生産者団体等による主体的な取組を支援していく必要があります。
- ② 受精卵移植技術を用いた和牛子牛生産技術、朝挽き鶏肉の流通技術及び未利用資源を活用した養豚飼育技術等の確立とともに、これら技術の生産者等への移転を進めなければなりません。また、県内産飼料の生産・利用拡大に向け、関係事業者などが連携・結集した畜産クラスターの構築に取り組むことが必要です。
- ③ 監視伝染病の発生に備え、監視体制を継続するとともに、防疫措置が円滑に機能するよう、関係機関や関係業者、生産者との連携を強化していく必要があります。全国的な発生となった豚流行性下痢（PED）については、再発防止に向け、農家指導を徹底する必要があります。

トピックス1

口蹄疫の発生に備えて防疫演習を実施しました！



近隣国で発生が続く口蹄疫の脅威を認識するとともに、発生時に迅速な初動対応を図るため、平成26年9月に、伊勢市内において口蹄疫防疫演習を実施しました。演習には、三重県建設業協会の会員や農業生産者団体、民間獣医師、肉用牛農家、行政職員など161名の参加がありました。

宮崎県家畜保健衛生所から講師を招き、発生時の防疫対応の先例を学ぶとともに、方法等について実働演習を行いました。

口蹄疫発生時に万全の体制で対応できるよう、継続して防疫演習を実施していきます。

トピックス2

伊賀牛、松阪牛が初めて米国へ輸出されました！！



県産牛肉の海外プロモーション

県産牛肉の海外輸出を促進するため、平成26年度新規事業として「海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業」に取り組み、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の畜産部会と連携して、米国において海外市場調査を実施しました。

平成26年8月下旬には、ワシントン州シアトルの在シアトル日本国総領事公邸において、シアトル近郊の高級レストラン等のバイヤー10社に対し、知事のトップセールスにより、

伊賀牛をPRとともに商談機会を設定しました。

また、松阪牛については、平成27年1月に、高級リゾートとして知られるフロリダ州オーランドにおいて、現地のメディア、飲食業界関係者等を対象とするプレゼンテーションを実施するとともに、現地バイヤー10社の個別訪問により、「松阪牛」に対する評価や取引の可能性等について調査を実施しました。

さらに、平成27年3月には、米国から現地バイヤー4者を松阪牛と伊賀牛の生産現場へ招へいし、農場視察や生産者との意見交換により、県産ブランド牛の価値を直接伝えました。

これらの取組により、米国2社との取引が始まったほか、複数の商談が継続しています。今後、米国への輸出を定着化していくためのフォローアップに取り組んでいきます。

【基本事業Ⅰ-4】農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保 (主担当：農産物安全課)

基本事業の取組方向

農畜産物等の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や食品表示などの監視・指導、GAPやHACCPなどの手法等を活用した生産工程管理の促進を図るとともに、「みえの安全・安心農業」の定着や、生産者と消費者等とが連携した相互理解に向けた取組などを促進します。また、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を推進し、市場運営の安定化を進めます。

取組目標

GAP、土づくり、投入資源の効率利用を総合的に進める産地の割合	「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP手法の導入、土づくりの励行、投入資源の効率的な利用を総合的に推進している産地の割合（三重県調べ）
---------------------------------	--

計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
10%	60%	80%

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	30%	40%	50%	60%
実績値	21%	47.3%	55.5%	
達成率	70%	100%	100%	

26年度評価

GAP導入を支援する指導者の育成と主要産地への派遣などにより「みえの安全・安心農業」の導入を重点的に推進した結果、主要産地のうち55.5%において「みえの安全・安心農業」の取組が進められ、目標の50%を上回りました。引き続き、取組の拡大に向け、産地毎に強みと弱みを整理し、それぞれの課題に応じた指導を展開するとともに、取組の重要性について理解を促す普及・啓発活動を実施していく必要があります。

1 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく、監視・指導の徹底

- ① 食の安全性を確保するため、「農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定し、農薬や肥料、米穀、家畜、飼料等の販売業者等を対象に、計画的な立入検査等を956件実施しました。平成16年度から立入検査を計画的に実施しており、事業者の法令遵守の意識は高まっています。
- ② 県内において平成25年度に発生した米穀の不適正な流通事案をふまえ、米穀監視指導員（嘱託）を配置し、加工業者102者と大手米穀取扱事業者23者を対象に重点的に立入調査を実施するとともに、生産者と小売業者（計112者）を対象に通常の調査を実施しました。この調査の結果、特に、悪質な違法行為は見られませんでした。
- ③ また、事業者の自主的なコンプライアンス体制整備を支援するため、米穀コンプライアンス推進員を配置し、米穀事業者102者に対し、コンプライアンスに関する聞き取り調査、およびパンフレットによる啓発活動を行うとともに、コンプライアンス意識の醸成を目的とした研修会を開催しました。

2 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく、県民運動の展開

- ① 消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くための「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催（1回）し、「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」、「三重県食の安全・安心確保行動計画」策定に意見等を反映させました。
- ② 県民が「食の安全・安心」に関する知識、理解を深め、判断、選択を行えるよう、ホームページ「食の安全・安心ひろば」及びパンフレット等による情報提供を行いました。
- ③ 「食の安全・安心」に関する正しい情報を分かりやすく伝えるため、県民の皆さんのが開催する自主勉強会や集会などに出席し、「三重県が行う検査から見えてくる食の安全・安心」などをテーマに、出前トーク等を9回実施しました。（延べ272名が参加）

3 卸売市場の指導・監督

- ① 卸売市場の活性化や品質管理・衛生管理の高度化に向け、県内各卸売市場関係者を対象に生産現場・産地市場での先進的な取組や農薬の適正利用などをテーマに研修会を4回開催しました（延べ126名が参加）。また、公正な取引の推進と衛生管理対策の徹底等を目的に、延べ15か所の地方卸売市場等に対して巡回監視・指導を実施しました。
- ② 卸売市場における適正な業務の執行と健全な運営維持のため、平成23年度策定した三重県卸売市場整備計画（第9次）に基づき、主に地方卸売市場（28市場）を対象に、市場における取引方法や物品の品質管理の改善に向けた指導・助言を行いました。

4 農薬・肥料の適正な使用及び流通に向けた監視・指導

- ① 農薬・肥料の適正な使用及び流通を進めるため、肥料生産業者・販売業者への立入検査を212件、収去検査を10件実施したほか、農薬販売店への立入検査を152件実施しました。
- ② 農薬を使用する生産者組織を対象に、農薬の安全使用に関する研修会を572回開催しました。農薬の適正使用に関する生産者の意識は年々高まりつつあり、重大な違反事例は年々減少しています。また、平成26年度から、食品の残留農薬基準値の設定に新しい評価方法（短期暴露評価）が導入されたことに伴い、一部の登録農薬の使用基準が変更されたことから、関係機関や販売店等との情報共有を図るとともに、生産者を対象とした研修会を開催（6回）しました。

- ③ 農薬による防除を行う方々の資質向上を図るため、農薬販売者や造園業者などを対象として、農薬に関する専門的な研修を実施し、一定水準以上の知識を有する方々を農薬管理指導士として新たに25名認定し、登録者数は2,119名となりました。

5 農薬だけに頼らない防除体系の導入促進

- ① 病害虫の発生動向に即した適時、的確な防除を促進するため、病害虫の発生予報を7回、注意報を4回、技術情報を20回提供しました。
- ② 総合的に病害虫や雑草を管理するIPM（総合的病害虫・雑草管理）の導入を推進するため、農業者がIPM（総合的病害虫・雑草管理）を取り組む際参考となる「IPM実践指標」（12品目）について、その要素となる生物農薬などの技術の開発を行い、その成果を基に見直しを行いました。IPMの実践は、ナシ栽培において、国の「環境保全型農業直接支援対策」の活用により、825aで取り組まれています。

6 産地ぐるみによるGAPの導入など、「みえの安全・安心農業」の推進

- ① 産地ぐるみによるGAPの導入を進めるため、県の普及指導員及びJAの営農指導員を対象に研修受講を推進し、国が策定した農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインに基づいて産地を指導する指導者を11名（累計36名）育成しました。
- ② 三重県型GAPの普及啓発を図る研修会を開催したほか、重点地区への導入支援を行った結果、三重県型GAPの導入産地は、76産地（対前年7産地増）、産地導入率は69.1%（対前年比6.4%増）と増加しました。
- ③ 「GAP」「土づくり」「投入資源の効率的活用」を総合的に実践する「みえの安全・安心農業」について、広く理解を向上させるために消費者・流通業者・農業者を対象にした研修会を開催しました。みえの安全・安心農業産地導入率は、55.5%（対前年比8.2%増）と年度目標（50%）を上回りました。

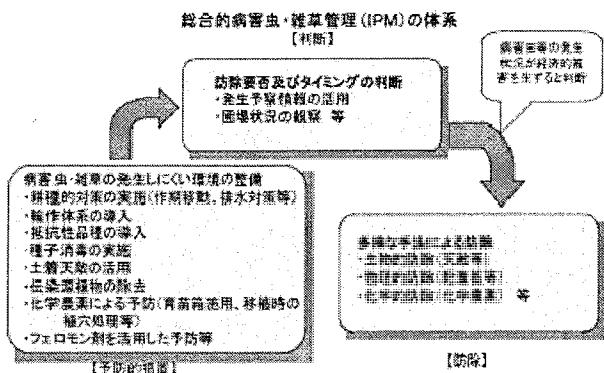
今後の主な課題

- ① 県内で米穀の不適正な流通が発生したことをふまえ、今後も、県民の食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、再発防止策に取り組んでいく必要があります。
- ② 平成27年4月1日に食品表示法が施行されたことをふまえ、農林水産物直売所や青空市において食品表示が適正に行われるよう、監視指導と併せ、新しい食品表示制度に関する情報を提供することが必要です。
- ③ 卸売市場での生鮮食料品の流通業務は適正に執行されていますが、市場を取り巻く経営環境は年々厳しさを増しているため、卸売市場ごとに経営戦略を明確化し、選択と集中による機能の高度化や市場間での役割分担、連携強化を進めていく必要があります。
- ④ 「みえの安全・安心農業」の導入産地のさらなる拡大に向け、産地毎に強みと弱みを整理し、それぞれの課題に応じた指導を展開するとともに、取組の重要性について理解を促す普及・啓発活動を引き続き実施していく必要があります。

トピックス1

様々な防除手段を使用して、病害虫・雑草を管理する

IPM (Integrated Pest Management) を推進しています！



IPM（総合的病害虫・雑草管理）とは、従来の化学農薬に依存した方法ではなく、病害虫や雑草を管理する多様な手法を総合的に用いて、農作物への被害を経済的に許容できる水準以下になるよう管理することです。

IPM実践により、生態系が本来有する病害虫及び雑草抑制機能が最大限発揮されることから、化学農薬等の使用量の削減につなげていくことが期待されます。

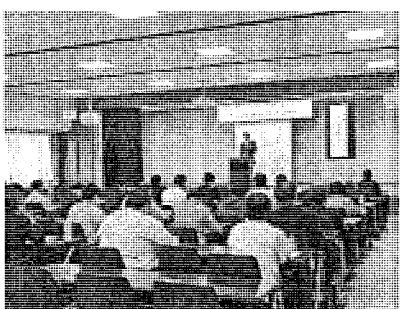
本県では、消費者に安全・安心な農産物を提供していくため、三重県農薬適正使用指導要領で定めた推進方針に基づき、生産者団体と連携して、IPMの導入を推進し、これまでに、梨や柿、イチゴ、茶などの産地で導入されています。

IPMの具体的な技術としては、病害虫発生予察情報の活用による適期防除や病害抵抗性品種の導入、天敵を生きたまま利用する生物農薬の使用などが挙げられます。県内では、イチゴ栽培における生物農薬（ハダニ）の使用やコムギ縞萎縮病抵抗性を有する小麦新品種「さとのそら」への品種転換、梨産地における昆虫性フェロモン剤の使用などの取組事例があります。

今後も、化学農薬等の使用量の削減につなげていくため、IPM実践技術の情報提供や技術指導などにより、IPMの産地への導入を普及していきます。

トピックス2

米穀取扱事業者等のコンプライアンス意識の向上に取り組んでいます！



コンプライアンス研修会

全国的に食の安全・安心を脅かす問題が相次ぐ中、県内においても平成25年度に米穀の不適正流通事案が発生しました。

再発の防止に向け、平成26年度には、米穀コンプライアンス推進員を配置し、県内の米穀取扱事業者102者に対し聞き取り調査を行うとともに、事業者が自主的に行う研修会に講師を派遣し、コンプライアンス体制の整備に向けた取組を支援しました。

また、平成26年10月を「三重県食の安全・安心確保推進月間」とし、食品関連事業者を対象に、コンプライアンス意識を醸成するため、県内3か所においてコンプライアンス研修会を開催しました。この研修会では、関係法令の概要を説明するとともに、事業発展のためのコンプライアンスの必要性についての講演を行いました。

今後も、県民の食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るために、事業者のコンプライアンス意識の向上に取り組んでいきます。

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

めざす方向

意欲ある多様な農業者を確保・育成するため、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、新規就農者や企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動を促進するとともに、農業の生産基盤を整備します。

さらに、優良農地の確保、農業用水施設等の地域資源の有効活用、新たな商品創出につながる研究開発を進めることにより三重県農業の持続的な発展に取り組みます。

基本目標指標

農業経営体数（認定農業者、集落営農組織等）	積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体（認定農業者及び集落営農組織等）の数（三重県調べ）
-----------------------	--

目標の進捗状況

	23年度 計画策定期	24年度	25年度	26年度	27年度 行動計画の目標	33年度 基本計画の目標
目標値		2,410 経営体	2,475 経営体	2,540 経営体	2,610 経営体	3,000 経営体
実績値	2,346 経営体	2,306 経営体	2,335 経営体	2,385 経営体		

26年度評価

関係機関と連携したきめ細かな就農相談などにより新規就農者は増加しているものの、認定農業者における更新者の減少や農業者の高齢化が進む条件不利地域における集落営農組織数の伸び悩み等により、基本目標指標の「農業経営体数」を達成することができませんでした。

基本事業については、農業・農村の活性化を目指した「地域活性化プラン」の取組や、新規就農者の確保・育成、農業生産基盤の整備、農畜産技術の研究開発などに取り組み、すべての目標を達成しました。農業者の高齢化が進展するなかで、農地中間管理事業による農地集積の加速化や企業の農業参入促進などにより、多様な経営体の確保・育成を進めるとともに、移住促進策とも綿密に連携しながら受入環境の整備を推進することにより、若者の農業参入を促進することが必要です。

＜基本施策を構成する基本事業＞

- 【基本事業1】地域の特性を生かした農業・農村の活性化
- 【基本事業2】地域の持続的な営農の仕組みづくり
- 【基本事業3】多様な農業経営体の確保・育成
- 【基本事業4】農業生産基盤の整備・保全
- 【基本事業5】農畜産技術の研究開発と移転

【基本事業Ⅱ-1】地域の特性を生かした農業・農村の活性化

(主担当：担い手育成課)

基本事業の取組方向

農業及び農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進するとともに、その支援体制の整備を進めます。

取組目標

地域活性化プラン策定数 (累計)	地域や産地などを単位に策定される農業及び農村の活性化のための活動プランの数（三重県調べ）		
計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)	
50プラン	250プラン	550プラン	

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	100プラン	150プラン	200プラン	250プラン
実績値	113プラン	167プラン	218プラン	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

「地域活性化プラン」の策定を進め、前年度までの167プランに加え、新たに51プランが策定され目標を達成しました。また、プランの実践取組を支援し、218プランにおいて地域営農の維持・発展に向けた取組やビジネス展開に向けた取組が始まっています。引き続き、プランの策定・実践を支援するとともに、雇用創出力のある本格的なビジネスにつなげていくことが必要です。

26年度の取組状況

1 地域活性化プランの取組

- ① 地域資源を活用した、新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、市町やJA等と連携した「地域活性化プラン支援チーム」を編成し、前年度までに「地域活性化プラン」を策定した167地域を対象に、プランの実現に向けた実践活動を支援するとともに、新たな51地域において、座談会の開催等により、地域の実情に応じた地域活性化プランの策定及び実践活動を支援しました。

- ② これまでに策定された 218 プランのうち「ビジネス指向の取組（31 プラン）」と「次世代育成の取組（2 プラン）」の計 33 プランを選定し、専門家等を派遣するとともに、販路開拓や商品開発など、取組のスタートアップを促す試作・試行等へのハンズオン支援を実施しました。
- ③ 平成 23 年、24 年度に策定された 113 プランを対象に「経営状況アンケート」を実施したところ、プラン策定時に比べ、売上・利益等が増加したプランの割合が 58%（66 件）、増減なしのプランの割合が 30%（34 件）となり、もうかる農業の実現に向けて取組が進展しつつあることが確認できました。

2 地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組の支援

- ① 農業及び農村の活性化に向けた取組への支援を計画的に進めるため、「普及活動基本計画（平成 23 年度～26 年度）」に位置付けた 51 本の目標項目の達成に向け、普及活動を実施しました。
- ② 普及指導員のコーディネート機能を生かし、生産者や関係機関と連携して、地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組を支援しました。

3 普及指導員のスペシャリスト機能を生かした生産・経営管理技術の普及

- ① 意欲ある多様な農業者の経営発展を促進するため、普及指導員のスペシャリスト機能を生かして、高度な生産・経営管理技術の普及などに取り組みました。

4 農業団体の指導・監督

- ① 農業団体の健全な経営と適正な業務運営を確保するため、法令等の遵守状況（合法性）、事業目的への合致状況（合目的性）及び業務・会計の経済性の観点からの妥当性（合理性）の視点により、県内 12 団体を対象に検査を行い、改善を要する事項の指摘を行いました。
- ② 固定比率（固定資産に占める自己資本の割合）違反状態にある農業団体（1 件）や法令等の遵守体制に問題が生じた農業団体を対象に、改善計画達成に向けた取組や法令等遵守態勢の整備に向けた取組を指導しました。また、信用事業を実施する農業団体（12 件）に対しては、定期的に経営に関する報告を求め、経営の健全性確保に向けた自主的な取組について指導しました。

5 農業災害補償制度の円滑な運営の促進

- ① 近年、低気圧通過による集中豪雨や豪雪など異常気象が頻発していることから、農業経営のセーフティネットとして農業災害補償制度の活用を促すため、農業共済団体及び市町と連携し、国が実施した園芸施設共済にかかる時価現有率の引き上げなどの補償拡充に迅速に取り組むとともに、農業者への周知に努めました。
- ② 農業災害補償制度の安定的かつ円滑な運営をめざし、農業共済団体とともに特定組合化検討会において、1 県 1 組合化を念頭にした検討や視察研修を実施しました。各団体間の温度差があり、1 県 1 組合化に向けた組織合意には至りませんでした。

今後の主な課題

引き続き、地域活性化プランの策定地域のさらなる拡大と、プランの実践により新たに創出された産物や商品の改良、販路開拓など、実践取組のステップアップを支援するとともに、就業機会を創出する本格的なビジネス化をめざして、農山漁村における新規ビジネス創出入材の育成や、食品関連事業者等異業種からの提案に対応できる産地づくりを積極的に支援する必要があります。

トピックス1

域活性化プランの取組がステップアップし、農商工連携や6次産業化の取組が始まっています！

「地域活性化プラン」は、平成26年度までの4年間で218プランが策定されています。プラン策定後は、専門家派遣や普及指導員によるアドバイスなどにより、商品の改良や販路開拓等に向けた初期的な支援を展開しており、これまでの支援の結果、観光業者との連携による料理メニューの開発や地元食材を使ったパン製造など、農商工連携や6次産業化の取組事例が生まれています。

<取組事例1：観光業者との連携>



地元の米・野菜を使った「菰野かやく飯」

音羽野菜生産組合（菰野町）は、地元湯の山温泉の宿泊施設から地元の食材を使いたいとの要望を受け、野菜や漬物を納品しているほか、夏休みの宿泊客を対象にした野菜の収穫体験を受け入れています。両者の連携は年々拡大し、野菜だけではなく、施設で使用するお米も、全量、地元産に切り替わりました。さらに平成27年から、みえ農商工連携ファンド助成金を活用し、施設でのお米の販売や、ランチメニューの開発、体験プランづくりなどに取り組んでいます。

<取組事例2：6次産業化>



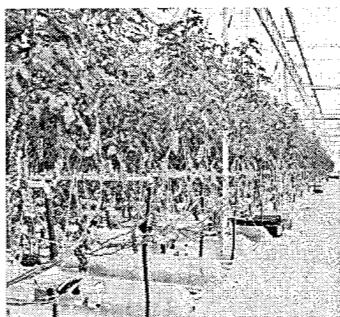
パン作りの研修

J A三重南紀が運営する農産物直売所「ほほえみかん」では、主力商品として柑橘を販売していましたが、顧客のニーズに応え、野菜の供給量を増やすため、竹を用いた簡易なビニールハウスによる少量多品目の野菜産地の育成に取り組んできました。

さらに、みえ農商工連携推進ファンド助成金を活用して、女性起業グループが、米粉などの地元食材を利用したパン工房の開設準備を進めており、6次産業化の取組機運も高まっています。

トピックス2

新しい時代の農業の担い手がミニトマト太陽光利用型植物工場を開設！



「農業をアツく。日本をつよく。」のスローガンのもと、県内外の企業2社と県内農業者1者が出資をして「うれし野アグリ株式会社」を設立し、平成26年9月に、松阪市嬉野町に国内有数の規模となる2haのミニトマトの植物工場を開設しました。

この植物工場はオランダ型の高性能ハウスで、多収性のオランダの品種を緻密な栽培管理技術で栽培することにより、日本の平均的な収量の約4倍となる25t/10aの単収を目指しています。また、ハウス内の温度管理には、隣接する製油工場の木質バイオマスボイラーの廃熱を利用しており、自然環境にも配慮した施設となっています。

農外企業と農業者のコラボという新しい形での農業参入事例であり、次の世代を担う新しい農業の担い手として、今後の活躍が期待されます。

【基本事業 II-2】地域の持続的な営農の仕組みづくり

(主担当：担い手育成課)

基本事業の取組方向

集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくりに向けて、土地利用調整ルールづくり、集落営農組織の設立や法人化等を進めます。

取組目標

持続的な営農の仕組みを有する集落の割合	県内の農業集落に占める、集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落の割合（三重県調べ）		
計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)	
29%	48%	75%	

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	35.0%	40.0%	44.0%	48.0%
実績値	32.7%	42.3%	43.7%	
達成率	93.4%	100%	99%	

26年度評価

目標の「持続的な営農の仕組みを有する集落の割合」は、担い手の高齢化や後継者不足等に課題のある中山間地域において伸び悩み、達成することができませんでした。今後、農地中間管理事業と日本型直接支払制度、経営所得安定対策の連携・調整を図り、中山間地域における合意形成を促進することが必要です。また、意欲ある農業経営体への農地集積率についても33.6%と年度目標（38%）を下回っているため、引き続き、市町による「人・農地プラン」の作成や見直しなどを支援するとともに、担い手が不足する中山間地域等での農地集積や集落営農組織の育成に取り組みます。

26年度の取組状況

1 集落活動や営農活動の調整を行うリーダー人材等の育成

- ① 集落の営農活動等の調整を行うリーダー人材等の育成を進めるため、県の関係機関等で組織する「地域水田農業構造改革推進チーム」を核に、市町、JA、三重県農林水産支援センターと連携しながら、集落役員等の個別支援や組織のリーダーを育成する研修会などを開催しました。

リーダー人材育成などの取組により、法人化や規模拡大、経営の高度化など、集落営農のグレードアップに取り組む集落数が拡大し、163集落（対前年23集落増）となりました。

2 農地の利用調整等に関する地域の仕組みづくりを促進

- ① 集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う仕組みづくりを進めるため、平成25年度に実施した集落意向調査の結果を基に、個別に集落役員等の活動を支援しました。また、集落営農を普及させるための「集落営農推進大会」を開催しました。
- ② 集落等の地域を単位とした話し合いを促し、「人・農地プラン」の作成支援に取り組んだ結果、農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落数は、903集落（対前年30集落増）、集落の割合は43.7%（対前年1.4ポイント増）となりました。

3 土地利用調整活動や集落営農組織の広域化を促進

- ① 担い手の経営規模拡大、担い手不足地域における担い手確保等を図るため、隣接する集落間の連携の場づくりなどにより、土地利用調整活動や集落営農組織の広域化を推進しました。広域化に取り組む集落営農組織は、269組織のうち43組織（対前年1組織増）となりました。中山間地域などの条件不利地域は作業効率が悪いことから、面的整備の進んだ一部の地域を除き、広域化が進んでいません。

4 意欲ある農業者への農地集積の円滑化

- ① 意欲ある農業者への農地集積を円滑に進めるため、集落等を単位とした地域での話し合い等を促すことで、担い手への農地集積ルールなどを定める「人・農地プラン」の作成を推進しました。「人・農地プラン」は、29市町において224プラン（対前年52プラン増）が作成されました。
- ② 市町やJA、地域の農業者に対し、農地提供者への支援策である「機構集積協力金交付事業」の制度を周知しました。意欲ある農業経営体への農地集積率は33.6%で前年と比較して0.8ポイント増加しましたが、担い手の確保や農業者の高齢化などの課題を抱える中山間地域における農地集積は鈍化しています。
- ③ 農地中間管理事業による農地集積の加速化に向け、農地中間管理機構に指定した三重県農林水産支援センターにおいて、受け手の公募を5月、7月、10月に実施し、延べ729名の受け手から農地を借り受けたいとする応募がありました。また、受け手に貸し出す農地をまとめるため、農地の出し手となる集落の話し合いを促すとともに、農地の出し手と受け手のマッチング等を進めました。農業者の話し合いが十分に進まなかつたことなどから、農地中間管理事業による農地貸付けは6市町で78.8haの実績に留まりました。

5 集落営農組織の活動の多角化や高度化、法人化の促進

- ① 集落営農組織が持続的に発展していくよう、先進事例を紹介する研修会の開催や、6次産業化プランナー等アドバイザーの派遣により、農商工連携や6次産業化などによる経営の多角化や高度化を促進しました。農商工連携や6次産業化などにより、経営の多角化や高度化に取り組む集落数は163集落（対前年23集落増）となりました。
- ② 集落営農組織に対し、税理士や社会保険労務士等の経営支援スペシャリストを派遣し、集落営農組織の法人化に向けた取組を支援しました。集落営農組織の法人化数は48件（対前年5件増）となりました。

今後の主な課題

- ① 中山間地域を中心に担い手不在集落が増えていることから、地域農業の将来ビジョンの検討や集落営農の推進に向けた話し合いを促進することにより、集落営農組織の設立や担い手を受け入れる機運の醸成を図る必要があります。
- ② 各事務所に農地中間管理事業推進チームを設置し、市町やJAと連携して集落の合意形成を支援することなどにより、農地中間管理事業を活用して農地集積を加速化する必要があります。

トピックス1

農地中間管理事業を活用して、担い手農家への集積・集約化を実現！



桑名市の下深谷集落は、桑名市北西部に位置する平坦な水田農業地帯（水田規模：約138ha）です。

この集落では、昭和初期に設立された下深谷農家組合が地域内の水田を維持していましたが、平成26年に、農地集積に関する協定期間が終了することから、営農組合等に集約していた水田が多数の担い手に離散し、地域の利水等に悪影響を及ぼすことが懸念されていました。

そのため、農地中間管理機構と県、市、JAが一体となって集落の話し合いを進めた結果、農地中間管理事業を活用して、地権者約160名が所有する基盤整備済の約28haの水田を地域内の2名の担い手へ集積・集約化を図ることができました。

今後、未整備の水田についても、農地中間管理事業を活用して2名の担い手に集積、集約する計画となっています。

トピックス2

集落営農組織を法人化して農地を集積・集約化！



平成18年10月に設立された下瀬古地区農用地利用改善組合（松阪市）は、農用地の有効利用と農業経営の改善を目的として、機械等の共同利用や農作業の受託を中心に活動していました。

経営を安定化させるため、平成26年4月に「農事組合法人サンライズ嬉野」として法人化され、農地中間管理事業の活用により、約6.9haの農地の集積・集約化が図られました。また、

ハウスを整備して野菜（アスパラ）の生産にも取り組んでいます。

今後、当地域で規模縮小や離農する農家の農地については、当法人に農地の集積・集約化が図られる計画となっており、今後、さらに経営規模が拡大する見込みです。

【基本事業 II-3】多様な経営体の確保・育成

(主担当：担い手育成課)

基本事業の取組方向

意欲ある多様な農業者の育成を図るため、経営の安定・発展のための支援を行うとともに、新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農・技術支援を通じて新たな経営体等の確保に取り組みます。また、さまざまな方針決定の場への女性の登用、女性起業家の育成等に向けた取組を進め、農業及び農村における男女共同参画を促進します。

取組目標

新規就農者数	県内で農業へ就業した 45 才未満の人の数（三重県調べ）		
計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)		基本計画の目標 (平成33年度)
108人 (平成22年度)	110人		110人

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	110人	110人	110人	110人
実績値	117人	135人	135人	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

関係機関と連携したきめ細かな就農相談や「みえの就農サポートリーダー制度」の取組等により、新規就農者の目標を100%達成することができました。引き続き、新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農・技術支援等を通じて多様な農業経営体の確保・育成に取り組みます。また、新規就農者のうち約8割が非農家出身で、県外からの参入者も約3割を占めることから、農業大学校における人材育成機能の充実を図るとともに、市町及び産地における受入体制の整備を進めます。

26年度の取組実況

1 就農から定着までの総合的な支援

- ① 三重県農林水産支援センターに就農総合相談窓口を開設し、三重県農林漁業就業・就職フェア等において農業就業の就職情報等を提供するなど、就農希望者の相談にきめ細かく対応（279件）しました。

また、三重県農林漁業就業・就職フェアにおいて、農業就業の希望者に就職情報等を提供しました。これらの取組により、平成26年度の新規就農者数（45歳未満）は前年度と同数の135名になりました。

- ② 就農希望者が円滑に就農できるよう、就農計画の策定を支援するとともに、就農時の施設・機械の新規購入等に活用できる無利子の融資制度「青年等就農資金」等の借受けを支援しました。就農計画の認定実績は28件、青年等就農資金等の借受実績は8件となりました。
- ③ 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する青年就農給付金を145名（準備型31人、経営開始型114人）に給付しました。

これまでに青年就農給付金の給付を受けた18名が新たに農業経営を開始したほか、本年度内に研修を修了した15名についても、順次就農する見込みです。

- ④ 地域における新規就農者の受入体制の構築を図るため、新規就農者の育成に意欲的な農業者をサポートリーダーとして登録する「みえの就農サポートリーダー制度」により、市町と連携して、サポートリーダーの活動を支援しています。

みえの就農サポートリーダーの登録農業者数は114名（13名増）となり、このうち累計で10市町（1市増）において27名（6名増）のサポートリーダーが、新規就農希望者等32名（8名増）に対して、就農サポート活動を実施しました。

2 企業の農業分野への参入を促進

- ① 企業の農業分野への参入を促進するため、県庁に窓口を配置し、市町や三重県農林水産支援センターなどの関係機関と連携して、企業からの相談にきめ細かく対応するとともに、農地の確保や技術の習得などに向け、情報提供や助言などを行いました。2社が平成27年度の農場開設に向け、準備を進めています。
- ② 企業の農業参入の促進に向け、県内の建設業及び食品製造業約900件を対象に、農業参入に関する意向調査を実施し、そのうち、農業参入を希望するとの回答が49件となったことから、農地中間管理事業等を活用して地域とのマッチングを進めています。

3 福祉事業所の農業参入や農業者による障がい者雇用等を促進

- ① 障がい者の農業への参画に向けた関係者の理解を促進させるため、セミナーの開催や農業者組織への働きかけなどに取り組み、農業参入した福祉事業者は33件（うち平成26年度新規4件）、障がい者を雇用した農業経営体は13件（うち平成26年度新規1件）となりました。
- ② 4つの福祉事業所をモデルとして、障がい者に適した作業体系の工夫等11事例を実証し、農業・農作業のユニバーサル化を進めました。これまで得られた実証データの一部を活用し、「農業に障がい者を雇用するための作業等の工夫と改善事例集」としてとりまとめました。
- ③ 農業と福祉をつなぐ人材育成に向け、農業大学校において、在校生を対象とした講座「農業と福祉」（14名受講）を実施するとともに、福祉事業所の支援員を対象とした「農業基礎研修」（7名受講）を実施しました。
- ④ 農業に取り組む特別支援学校に普及指導員を派遣し、就労前支援として農業の基礎技術習得のための実習を行いました（5校で実施、71名参加）。

4 農業の担い手となる多様な人材の育成

- ① 農業大学校の学生を募集するため、県内の全高等学校への訪問、農大祭や各種イベントでの大学校の紹介や入校相談、入校希望者を対象としたオープンキャンパス等を実施しました。平成27年度の新入生として、前年度と同数の33人が入校（一年課程8人、二年課程25人）しました。また、平成26年度の卒業生は33人で、そのうち農業就業者は約7割の23人と、前年度に続いて高い水準を維持しています。

- ② 農業大学校の学生が円滑に就農できるよう、経営能力向上を目的に、「農大マルシェ」による農産物販売実習（12回）を実施しました。
- ③ 多様な農業人材を育成するため、生涯教育の観点から、新規就農希望者などを対象にした「農業基礎研修」や、農業者などを対象にした「技術課題解決演習」などの短期研修を実施しました。（5講座、参加30名）
- ④ 農業大学校において、直売など農産物の販売に意欲的な農業者を対象に、マーケティングスキル向上のための「三重のリーディング産品を支える人材育成講座」を実施しました。当講座には28経営体の参加があり、商談会シートの作成実績は24経営体、過去の受講者も含めた商談会への出展実績が28経営体となるなど、実践力向上の成果が見られました。

5 機械施設の導入や融資制度の利用等の促進

- ① 農業経営体の経営の改善や多角化を進めるため、新規就農者や経営発展を目指す地域の中心となる農業経営体に対し、国の補助事業「経営体育成支援事業」を活用し、農業用機械や施設の導入を支援しました。当事業を活用し13の農業経営体が農業用機械や園芸用ビニールハウスなどを新規導入しました。
また、平成26年7月30日から8月25日までの間に発生した暴風雨及び豪雨の被害を受けた2経営体が、当事業を活用しビニールハウスを復旧しました。
- ② 施設、機械等を導入する際に、融資機関から低利な融資を受けられるように融資機関に対して利子補給を行いました。利子補給実績は1,186件（対前年8件減）となりました。
- ③ 農業者対象のイベント等において、制度資金を活用した優良事例を紹介するパンフレットを配付し、制度資金の周知に努めました。

6 農業及び農村における男女共同参画の推進

- ① 女性農業者や女性起業家の能力開発に向け、農村女性アドバイザー研修会（28回）や6次産業化研修会（8回）などに取り組みました。農村女性アドバイザーは143名（新規で10名認定）となりました。
- ② 農業分野における方針決定の場への女性登用促進に向け、市町農業委員への女性登用を推進しました。女性登用実績は66名（対前年10名増）となりました。
- ③ 農業経営体の家族が、それぞれの能力を発揮して経営改善に取り組む環境を整えるため、労働時間や休日、役割等を定めた家族経営協定の導入の支援を行いました。新規締結実績は12戸（対前年5戸減）で締結農家数は361戸となりました。
- ④ 若者が安心して農業参入できる環境づくりをすすめるため、効果的な活動方策を整理や情報共有を行う検討会（3回）と農業のワークライフバランスを考えるフォーラム（1回）を開催しました。

今後の主な課題

- ① 新規就農者数は順調に伸びているものの、新規就農者のうち約8割が非農家出身で、県外からの参入者も約3割を占めていることから、効率的な技術習得や、市町と連携して農地・住居を確保しやすい環境を整えることが必要です。
- ② 企業の農業参入意向調査の結果、県内の約50社が農業への参入意向を示していることから、異分野のノウハウや発想を生かした企業の農業参入の促進に向け、農地中間管理事業等を活用して企業と地域とのマッチングを進めることができます。
- ③ 農業分野における障がい者就労人数は478名と増加していることから、農業参入した福祉事業所を地域農業の担い手として位置付け、障がい者の周辺雇用を促進していくため、施設の整備や栽培品目の複合化を進めることができます。

トピックス1

特別支援学校で農業を学ぶ生徒の農業技術習得をサポートしています！



農業分野における障がい者就労を促進するため、農業大学校において福祉事業所の支援員向けの農業基礎研修を実施し、農業の知識や技術を有する福祉指導者の確保・育成に取り組んできました。

また、平成26年度から、教育委員会と連携して、農業に取り組む特別支援学校に中央農業改良普及センターの普及指導員を派遣して生徒や教員の農業基礎技術習得をサポートする実習を開始しました。

実習では、農業への関心が高まるよう、野菜を栽培している畑で、なぜ生育が悪いのか、なぜ枯れているのか、その原因と対策などの説明を行いました。

学生や保護者の農業への理解が進み、農業分野への就労につながるよう、これらの取組を継続していきます。

トピックス2

魅力ある商品づくりに取り組む農業者を応援しています！



展示商談会に出展し、バイヤーへ商品のプレゼンテーションを実施

魅力ある商品づくりに取り組む農業者を応援するため、平成24年度から、農業大学校において短期研修「三重のリーディング产品を支える人材育成講座」を実施しています。

この研修は、専門家による指導のもと、マーケティング戦略を基礎から学びつつ、最終的には、自らの商品の強み・弱みを分析して経営戦略を策定することができるカリキュラムとなっています。

研修受講後は、農業改良普及センターが魅力ある商品作りに向けた個別支援を展開しており、これまでに受講した95経営体のうち、44経営体が新商品開発や販路拡大等を実現しました。

引き続き、農業大学校と農業改良普及センターが連携して、展示商談会の情報提供や商品開発にあたっての助言などを行い、もうかる農業の実現につなげていきます。

【基本事業Ⅱ-4】農業生産基盤の整備・保全

(主担当：農業基盤整備課)

基本事業の取組方向

農業生産力の強化に向けて、環境と調和した生産や低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備を進めるとともに、頭首工や用水路などの農業用施設の機能維持のための取組や防災対策を進めます。また、優良な農地の維持・保全や有効利用を促進するとともに、耕作放棄地の解消や未然防止対策を進めます。

取組目標

基盤整備済み農地における担い手への集積率	パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における認定農業者等への農地集積率（三重県調べ）
----------------------	---

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
33.4%	50%	60%

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	36.9%	41.8%	46.3%	50
実績値	38.0%	45.9%	48.2%	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

基盤整備済み農地における担い手への集積を目標どおり進めることができました。引き続き、農業生産力の強化に向けて、農業生産基盤の整備と併せて、担い手への農地集積を一体的に進めます。

また、中長期的な視野に立って農業農村整備を着実に進めていくため、「三重県農業農村整備計画（仮称）」を策定します。

26年度の取組状況

1 農業生産性の向上に向けた基盤整備の推進

- ① 水資源の有効利用、生産性の向上や維持管理費を節減するため、かんがい排水施設の整備（17地区）や既存の老朽化施設の補強・緊急補修（6地区）に取り組みました。また、上記のうち17地区については、水管理の効率化、有効利用につなげるため、農業用水路のパイプライン化に取組み、3地区で事業が完了しました。

2 生産基盤の整備と一体的に、意欲ある農業者への農地集積を推進

- ① 農業生産性の向上を図るため、農地の区画整理や、区画整理に関連する農業用用排水路及び農道の整備など、13地区において基盤整備（196.2ha）を実施し、3地区で事業が完了しました。
- ② 意欲ある農業者への農地集積を図るため、国の補助事業も活用し、3地区において、土地改良区による土地利用調整活動等を支援しました。県内の基盤整備済み農地における担い手への集積率は48.2%（対前年比2.3%増）となりました。

3 基幹的水利施設の機能診断とその結果に基づく的確な補修の推進

- ③ 基幹的水利施設の長寿命化を図るため、機能診断の結果に基づき、6地区において老朽化施設の補強や緊急補修などの機能保全対策を実施しました。
- ④ 新たに7地区において、用水管や用水路の劣化状況等を調べる機能診断に着手しました。

4 農地や農村の防災対策、海岸保全施設の整備の計画的、効率的な推進

- ③ 大規模地震や局地的な自然災害からの被害を軽減するため、国や市町と連携して、農業用ため池（5地区）、排水機場（5地区）及び海岸堤防（2地区）の防災対策を実施し、ため池2地区、排水機場1地区で事業が完了しました。

5 農地転用許可基準の適正な運用による、優良農地の確保

- ① 優良農地の確保を図るため、市町農業振興地域整備計画の計画変更に係る協議の際に、市町に対して農業振興の観点から必要な助言を行いました。計画変更協議の実績は22市町で延べ45回でした。また、農地法の規定に基づき、農地転用に係る許可事務を適正に行い、農地転用許可件数は414件となりました。
- ② 地域における諸条件を考慮し、農地の総合的かつ効率的な利用を図られるよう、2ヘクタール以下の農地転用に係る許可権限を10市9町に移譲しています。
- ③ 農地制度の見直しに向け、地方六団体でプロジェクトチームを設置し、三重県知事が座長となって農地制度のあり方の検討を進めました。このプロジェクトチームにおいて、国に対し要請活動を展開したところ、平成27年1月30日の閣議決定において、農地転用許可権限を都道府県知事及び大臣の指定する市町村長に移譲することが決定されました。

6 耕作放棄地の解消と未然防止を図るための取組

- ① 耕作放棄地の解消と未然防止を図るため、市町や農業委員会、農業関係者を対象に、耕作放棄地の再生に取り組む協議会の設立を促進し、県内全市町において設立されました。
- ② 三重県農業再生協議会の地域のブロック会議において、国の交付金の活用による耕作放棄地の再生に向けた啓発に取り組みました。国の交付金を活用し、1.85haの耕作放棄地が再生されました。

今後の主な課題

- ① 農業の生産性向上を図り、核となる農業経営体への農地集積を進めるため、計画的に農業基盤の整備や長寿命化のための機能保全対策を進める必要があります。
- ② 想定される大規模災害に備え、被災農地の早期復旧と営農再開に繋がる体制整備や対策を構築するため、農業版BCPの策定を進める必要があります。

トピックス

農業用用水路のパイプライン化工事を推進しています！ ～宮川用水事業における管水路工事の一例～

宮川用水は、多気郡大台町にある栗生頭首工から宮川の水を取水し、伊勢市、玉城町、多気町、明和町にわたる受益地をかんがいするための農業用用水路です。

多気町内では、県営かんがい排水事業により、口径800mmの比較的大きな管を道路に埋設するパイプライン化工事を実施しています。

農業用パイプライン工事には、多種多様な工法があるため、経済性、土質、周辺環境などの施工条件や施工実績を比較検討して、最適な工法を選定することが重要です。

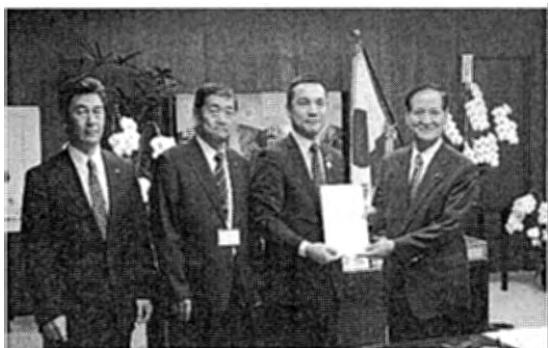
今回の施工箇所は、上水道や下水道、さらには工業用水等の管が多数埋設されているため、開削工法での施工が危険であることから、道路の開削を必要としない「推進工法」を採用して施工しました。

今後も安定した農業用水の確保に向け、経済性や土質、周辺環境などの施行条件を比較検討して最適な工法を選定して、パイプライン化工事を進めていきます。



トピックス

農地転用許可権限が都道府県知事及び大臣の指定する市町村へ移譲されました！



農林水産大臣へ要望活動を実施

農地制度の見直しに向け、地方六団体でプロジェクトチームを設置し、三重県知事が座長となって農地制度のあり方の検討を進めてきました。

このプロジェクトチームにおいて、個別の農地転用許可権限については、市町村に移譲することが必要であるとの報告を取りまとめ、一丸となって国に対し要請活動を実施しました。

その結果、平成27年1月30日の閣議決定において、4ヘクタールを超える農地の転用については、大臣協議が残ったものの、許可権限については、都道府県知事及び大臣の指定する市町村長に移譲すると決定されました。

今後は、実効性のある農地の総量確保の仕組みなどよりよい制度の構築に向けて取り組んでいきます。

【基本事業II-5】農畜産技術の研究開発と移転（主担当：農業戦略課）

基本事業の取組方向

県民の皆さんの多様化するニーズに的確に応えられる農畜産技術等の研究開発と農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、新たな商品やサービスの提供を促進します。

取組目標

農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）

農業研究所及び畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（三重県調べ）
①開発技術、②県が開発した特許・品種等

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
—	100件	250件

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	25件	50件	75件	100件
実績値	25件	50件	75件	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

農業研究所では、植物工場におけるトマトの夏期高温対策技術や、ICTを活用したサルの大量捕獲技術の実証などを行うとともに、種子繁殖型イチゴの安定生産及び種子供給技術の確立や高糖度カンキツの新品種の育成等を進めました。また、畜産研究所では、ブランド肥育牛への大豆粕飼料の代替飼料給与の有効性の確認や、地鶏への飼料用米給与、乳牛の飼料用稻・飼料用麦等の自給技術の開発等を進めました。こうした取組を通じ開発した生産技術の移転等により平成26年度に25件の農業者等の新たな商品やサービスが生まれました。

今後は、食品産業事業者や農業者等との連携を強化して、実需者ニーズや生産現場の課題に的確に対応した計画的な研究を行うとともに、機能性食品表示制度等に対応した農産物素材の開発に向け機能性の評価手法等の整備を進めていく必要があります。

26年度の取組状況

1 消費者のニーズに対応した農産商品等の開発・実証及びノウハウの移転・普及

- ① 消費者ニーズに対応した農産商品等の開発・実証を行うため、产学研官が参加したコンソーシアムによる活動などを通じ、「専用給液装置」による実需者のニーズに対応したトマト生産技術の農業者への技術移転、低リン食材の開発による腎臓透析患者向け「低リン米」の市販につながりました。
- ② 農業研究所の研究成果を取りまとめ、冊子とホームページにより情報発信しました。また、生産技術については生産者や指導者向けの技術マニュアルとして取りまとめました。これらの開発技術は現地で実証を行い、生産現場への移転・普及が進んでいます。

2 農業生産の持続性・効率性・安定性を高めるための技術開発

- ① 植物工場における先端的な栽培技術の開発に向け、大学や国の研究機関、メーカーとの共同研究を実施し、高度な環境制御技術の活用によるトマトの夏期高温対策やイチゴの長期収穫の実証研究に取り組みました。県内に2haの大規模な植物工場が新設されるなど、生産現場への技術移転が進んでいます。
- ② 土地利用型農業における技術の開発では、肥料メーカーと連携して水稻新品種「三重23号（結びの神）」の高品質・安定生産のための肥料の開発に取り組み、肥料メーカーからの販売が決定しました。また、国の研究資金を活用し、普及センターやJA、農業者と連携して、水田高度輪作技術の大規模実証研究の取組を進めています。
- ③ 安全・安心農業生産に資する技術の開発では、トマトの葉かび病、すすかび病の対策として、小型顕微鏡を利用した現場で簡易に病害診断できる手法を開発しました。技術マニュアルを策定し、病害発生予察調査や普及センターによる現場指導への活用を進めています。また、イネいもち病の薬剤耐性菌対策として、QoI剤耐性菌のモニタリング調査を実施するとともに、耐性菌発生のリスクを軽減する防除指導を行政、普及と連携して取り組んでいます。
- ④ 野生鳥獣の被害防止技術については、国等の研究資金を活用し、サル・シカ・イノシシを対象とした侵入防止技術やICTを用いた大量捕獲技術の大規模な現場実証に取り組み、サルを一度に大量捕獲するなどの実績を上げています。また、集落柵を活用したイノシシ、シカの捕獲檻を開発し、共同研究企業からの商品化が予定されています。

3 先端技術の活用による消費者のニーズに対応した新品種の育成

- ① 水稻では、DNAマーカーを用いた育種技術により、「三重23号（結びの神）」の高品質や優れた栽培性を活かし、いもち病に強い新品種、良質・多収な「みえのゆめ」の弱点であるごま葉枯病への抵抗性を強化した新品種の開発を進めています。
- ② イチゴについては、（独）農研機構及び他県と共同育種した種子繁殖型品種「よつばし」について、安定生産技術と種子供給技術の確立に向けた取り組みを進めています。
- ③ カンキツでは、実需者のニーズに沿った優良品種の選抜を行い、年末に出荷できる高糖度な中晩柑の「みえ紀南5号」を品種登録出願し、生産者への移転・普及を進めています。
- ④ 国の育成品種（ブドウ、小麦、大豆、茶）の本県への適応性を評価し、かぶせ茶に適する「きらり31号」、赤系の大粒ブドウ「クイーンニーナ」については適応性を確認し、生産現場への導入を進めています。

4 牛肉のおいしさ判定技術の活用による品質向上につながる飼養技術開発

- ① 松阪牛、伊賀牛などブランド牛のさらなる品質向上のため、「ブランド肥育牛に給餌する代替飼料等の肉質への影響」の研究に取り組み、大豆粕飼料の代替として、バイオエタノール生成時にできる副産物（DDGS）が、黒毛和種雌肥育牛に給与する飼料として有効であることを確認しました。
- ② 「飼養方法が牛肉味覚成分に与える影響」の研究では、農家の飼養条件や血統が肉のうま味成分含量に影響することを解析し、飼養方法の改善や肥育子牛導入時の選定基準の参考として生産者に提示しました。

5 畜産農家の収益性の向上に向けた研究開発

- ① 養豚農家の収益性向上に向け、暑熱時のリジン及びハーブ抽出物質等の給与技術開発に取り組みました。リジン給与による生産性の改善効果や、繁殖母豚へのリジン給与における暑熱対策効果を確認し、飼料製造企業と共同で暑熱期対策用養豚飼料を開発しました。
- ② 地鶏の生産コスト低減及び高品質化を図るため、飼料用米の給与可能限界を検証するとともに、地鶏への飼料用米給与が、鶏肉の食味に与える影響を分析しました。研究結果に基づき、適切な飼料用米の配合比率を解明し、商品を差別化する給与技術として、生産者に技術移転しました。

6 自給飼料生産の安定化など耕畜連携につながる技術開発

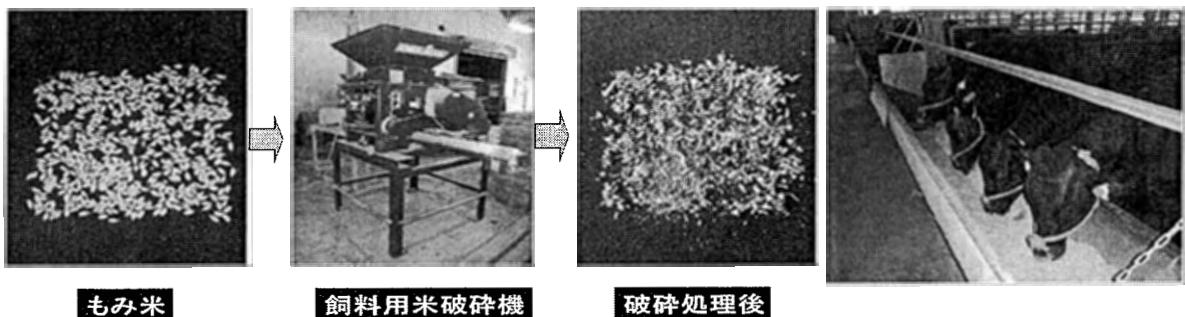
- ① 循環型社会の実現のため、耕種農家と酪農家との連携による、飼料用稲・飼料用麦など飼料の自給技術の開発に取り組みました。飼料用小麦は出穂後日数の経過に伴い栄養価が低下することから、収穫適期や給与限界の確認などに取り組み、乳牛への飼料用小麦ホールクロップサイレージの給与技術を開発しました。

今後の主な課題

- ① 食品産業事業者や農業者等との連携を強化し、生産現場の課題に応じて計画的に研究を行うとともに、開発した商品や技術については円滑に農業者等へ技術移転していくことが必要です。
- ② 農業分野における新たな国内市場の開拓に向け、医療食や健康食品の需要に対応した農産物の栽培技術の開発に取り組んでいく必要があります。また、植物工場については、トマトとイチゴの多収栽培技術の確立に引き続き取り組むとともに、県内に新設が進む植物工場への技術移転を進めることができます。
- ③ 平成27年度から新たな機能性表示食品の制度が創設されたことから、機能性農産物素材の開発に向けて、大学や医療機関、食品産業事業者等との連携による機能性の評価手法の開発や評価体制の整備を進めることができます。
- ④ 畜産研究所では、県産畜産物の競争力強化を図るため、もうかる肉用牛生産技術の開発や県の特産物を利用した新たなブランド豚の開発、採卵鶏への飼料用米給与技術の確立に新たに取り組んでいく必要があります。

トピックス1

黒毛和種雌肥育牛への飼料用米給与技術を開発！



輸入穀物に依存する経営はリスクが大きいことから、飼料用米の生産は年々増加し、畜産現場における利用が広まっています。

そこで、本県ブランド牛の特徴である黒毛和種雌牛の長期肥育において、飼料用米を混合した濃厚飼料が利用可能であるか検証を行いました。検証に用いた飼料用米は、保存性と消化性を考慮し、粉米を飼料用米破碎機で破碎処理を行いました。

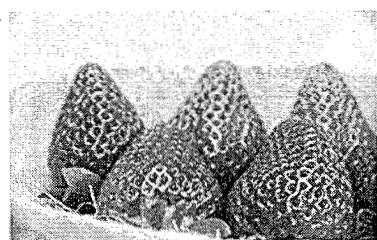
飼料の配合においては、エネルギー・タンパク質などの成分を慣行飼料と同じにするため、肥育前期（約12～22ヶ月齢）では、飼料用米の配合割合を約24%、肥育後期（約23ヶ月齢以降）では、配合割合を約30%としました。

検証の結果、飼料用米を混合した飼料で肥育した牛は、慣行飼料で肥育したものと比べて、飼料摂取量の遜色なく、増体や肉質も良好な成績が得られました。また、脂肪の質に関する脂肪酸組成について調査したところ、不飽和脂肪酸が増え、脂肪質を改善させる（柔らかくする）効果がある可能性が示唆されました。

今後はこの成果をもとに、黒毛和種雌肥育牛への飼料用米給与を広めていきたいと考えています。

トピックス2

ニュータイプのイチゴ新品種「よつぼし」の栽培技術の開発に取り組んでいます！



これまでのイチゴ栽培は、株分けにより苗を生産していましたが、育苗に多大な労力が必要であり、病害虫やウィルスの親子伝染を防ぐことができませんでした。これに対し、種子から育てる苗生産は、病害虫に感染していない苗を、一度に大量に生産することができるというメリットがあります。

農業研究所では、この種子から育てるイチゴ栽培技術の研究に取組み、香川県、千葉県、(独)農研機構と共に、種子繁殖型のF1品種「よつぼし」を開発しました。果実は、赤色で光沢がある円錐形で、糖度、酸度ともに高く、濃厚で美味しい食味です。「よつぼし」は、これまでのイチゴ生産体制に変革をもたらすニュータイプのイチゴ新品種として期待されており、現在、この種子繁殖型イチゴの種苗生産技術と栽培技術の研究を進めています。

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持発揮

めざす方向

農村地域に暮らす一人ひとりが元気に輝くとともに、地域の魅力が高まるよう、豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流の活発化や新たな経済活動の創出等に取り組みます。

また、農業の持続的な活動が行われる中で農村の機能が十分に発揮されていくよう、快適性や利便性、農業の生産性の向上を図るとともに、地域住民の自主的な取組による「獣害につよい集落」の育成、生産者と県民の皆さんとの連携による多面的機能を維持増進する活動の活発化等に取り組みます。

基本目標指標

農山漁村地域の 交流人口

農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数（三重県調べ）。

平成27年度の目標値は、平成28年春に把握できる平成26年度の実績値により測ることとします。

目標の進捗状況

	23年度 計画策定期	24年度	25年度	26年度	27年度 行動計画の目標	33年度 基本計画の目標
目標値		5,160千人 (23年度)	5,230千人 (24年度)	5,300千人 (25年度)	5,370千人 (26年度)	5,670千人 (32年度)
実績値	5,086千人 (22年度)	4,874千人 (23年度)	4,800千人 (24年度)	4,890千人 (25年度)		

※実績値は評価年度の前年度の概算値

26年度評価

農山漁村地域の交流人口については、交流施設等を対象に、選択専門研修などにより、取組の質的向上を支援した結果、前年度までの減少傾向から増加に転じたものの、目標の達成には至りませんでした。交流人口の増加に向け、優良事例の水平展開を図るとともに、企業等との連携による情報発信や大都市圏へのPRの強化に取り組みます。

本事業については、農山漁村の生活環境改善や、地域資源を生かした取組、獣害につよい農村づくり、農業の多面的機能の維持増進に向けた取組を推進し、すべての目標を達成しました。

人口減少下にある農山漁村において、地域資源の活用による新たな雇用の創出と移住の促進につなげるため、各地域の課題に応じ、総合的に支援を展開するプロジェクトのあり方について検討を進めます。

<基本施策を構成する基本事業>

- 【基本事業1】安全・安心な農村づくり
- 【基本事業2】獣害につよい農村づくり
- 【基本事業3】人や産業が元気な農村づくり
- 【基本事業4】多面的機能の維持増進

【基本事業Ⅲ-1】安全・安心な農村づくり（主担当：農業基盤整備課）

基本事業の取組方向

生活環境や生産基盤の整備、防災対策を通じて、快適性、利便性、農業の生産性の向上や安全・安心な農村づくりを進めます。

取組目標

生活環境を整備する農山漁村集落数 (累計)	新たに農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行った集落数（三重県調べ）
--------------------------	---

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
2集落	18集落	36集落

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	4集落	8集落	13集落	18集落
実績値	4集落	8集落	13集落	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

新たに5集落について、集落道路、集落排水路の整備が完了したことで、目標を達成しました。引き続き、計画的に生活環境の整備に取り組みます。

26年度の取組状況

1 農村の道路網の整備や安全対策の強化

- ① 農業の生産性の向上と農産物流通の合理化を図るとともに、農村の生活環境を改善するため、地域や市町と連携して、農道の整備（5地区、2.5km）を進めました。そのうち、1地区において事業が完了し、全線開通しました。

2 集落排水事業の計画的な推進

- ① 農村地域の生活環境と水質の改善を図るため、市町と連携して、県内の8地区において農業集落排水事業に取り組み、5地区において施設整備が完了しました。農村における生活排水処理施設の整備率は80%（対前年6.5%増）となりました。

3 中山間地域における基盤整備及び生活環境整備の実施

- ① 農業の生産条件等が不利な中山間地域の活性化を図るため、地域や市町などの関係機関と連携しながら、7地区において、農業用排水路やほ場整備など、農業生産基盤整備に取り組み、農業用排水路13箇所（整備延長2.2km）、ほ場整備4箇所（整備面積3.8ha）、農道整備1箇所（整備延長0.3km）において事業が完了しました。
- ② 農業生産基盤の整備と併せて、集落道路や集落排水路などの農村生活環境整備を実施し、集落道路2箇所（整備延長0.5km）、集落排水路3箇所（整備延長0.8km）において事業が完了しました。

4 農業用水を活用した小水力発電等の導入促進

- ① 農業用水を活用した小水力発電施設について、「中勢用水地区」において、発電施設の整備に着手しました。
- ② これまでに実施した賦存量調査を基に、小水力発電の可能性のある農業水利施設（29施設）の発電量等の情報を記載した「農業水利施設を活用した小水力発電マスターplan」を策定しました。

今後の主な課題

- ① 農村地域の利便性の向上や生活環境の改善を図るため、引き続き、地域の合意に基づき、集落道路や集落排水路の整備を計画的に進めていくことが必要です。
- ② 「中勢用水地区」における小水力発電施設について、平成27年度末の発電開始に向け、発電施設の整備を計画的に進めるとともに、小水力発電に関するマスターplanを基に、小水力発電の導入に向けたさらなる普及啓発が必要です。

トピックス 1

農業集落排水施設の計画的な整備を推進しています！

～明和町の上御糸・下御糸地区の農業集落排水施設が完成～



県では、生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）に基づき、農業集落排水施設の計画的な整備を進めています。平成26年度は、明和町1地区、四日市市2地区、伊賀市2地区で施設整備が完了しました。

明和町の「上御糸・下御糸地区」では、平成20年度から実施された、県内でも最大規模（処理計画3,910人）の処理施設と管路施設（約48km）の整備が完了し、平成26年4月から、供用が開始されました。

農業用水や河川の水質改善を図り、農村の快適性・生産性の向上に寄与していくため、引き続き、農業集落排水施設の計画的な整備を進めていきます。

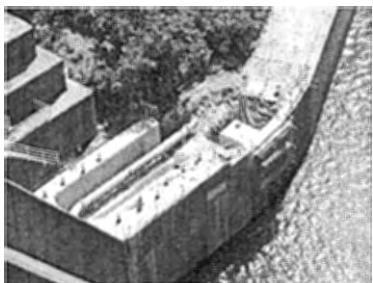
＜施設計画＞

- ・対象人口 3,910人
- ・対象排水 し尿及び生活雑排水
- ・整備施設 処理施設1箇所、管路施設48km

トピックス 2

農業用水を利用した小水力発電施設の整備を進めています！

～中勢用水地区（安濃ダム） 平成27年度末の発電開始を目指して～



発電施設の整備

中勢用水地区の安濃ダムでは、平成21年度より、小水力発電施設の本格的な導入に向けた検討を進めてきました。

平成24年7月に自然エネルギーの固定価格買取制度がスタートしたことを契機に、安濃ダムの河川放流口に小水力発電施設を整備することが決まり、平成26年7月に、

平成27年度末の発電開始を目指して
発電施設の整備に着手しました。こ

の施設が完成すると、三重県では初めての農業用水を利用した小水力発電施設となります。

今後、平成26年度に策定した「農業水利施設を活用した小水力発電マスターplan」を基に、さらなる小水力発電施設の導入に向けた普及啓発に取り組んでいきます。

＜施設計画＞

- ・水車形式 横軸フランシス水車
- ・最大可能電力量 938MWh



配水管工事

【基本事業Ⅲ-2】獣害につよい農村づくり (主担当：獣害対策課)

基本事業の取組方向

農村地域における鳥獣被害の軽減に向け、人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮しつつ、地域の実状に応じた狩猟や捕獲、獣肉処理・利用体制の構築、集落全体での防御対策など、「生息管理」と「被害対策」を組み合わせた総合的な取組を促進することにより、獣害につよい集落づくりを進めます。

取組目標

野生鳥獣による農業被害金額	サル、ニホンジカ、イノシシ等による農業の被害金額（三重県調べ）。平成27年度の目標値は、平成28年春に把握できる平成26年度の実績値により測ることとします。
---------------	--

計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
473百万円 (平成22年度)	378百万円以下 (平成26年度)	331百万円以下 (平成32年度)

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	458百万円以下 (平成23年度)	439百万円以下 (平成24年度)	416百万円以下 (平成25年度)	378百万円以下 (平成26年度)
実績値	497百万円 (平成23年度)	393百万円 (平成24年度)	324百万円 (平成25年度)	
達成率	92%	100%	100%	

26年度評価

獣害につよい集落づくりや侵入防止柵の整備、捕獲の促進を着実に進め、農業被害金額の低減を図る目標を達成することができました。

しかし、中山間地域を中心に被害は依然として深刻であることから、引き続き、総合的な獣害対策に取り組む必要があります。

26年度の取組状況

1 獣害につよい地域づくりへの取組（「獣害につよい集落」の育成）

- ① 地域における野生獣の追い払い活動への支援（13市町）や、侵入防止柵整備（整備延長14市町214km（累計22市町、2,032km））など、市町が主体となる地域協議会の取組への支援を行いました。
- ② 地域の獣害対策を担う人材の育成を行うため、指導者育成講座の開催などに取り組んだ結果、獣害対策に取り組む集落が新たに22集落増え、累計273集落となりました。
- ③ 獣害対策に取り組む集落づくりのレベルアップを図るとともに、広く県民の皆さんにも獣害についてご理解いただくことを目的とし、「獣害につよい三重づくりフォーラム～優良活動に学ぶ～」（約400名参加）を開催し、集落ぐるみでサル被害を大幅に減少させた事例など、3事例を優良活動事例として知事表彰しました。

2 地域における有害鳥獣の捕獲力強化に向けた取組

- ① 捕獲効率の向上に向け、シカの習性を利用し効率的に捕獲を行う誘導式囲いわななど、新たな大量捕獲技術の現地実証に取り組みました。また、大量捕獲わなの遠隔監視・操作システム「まる三重ホカクン」を活用した大量捕獲技術等を導入した市町等を対象に、捕獲技術の向上を図るための研修会（1回）を開催しました。
- ② ニホンザルの被害は特に深刻であることから、適正な捕獲を促進していくため、民間企業と連携して開発したニホンザルの大量捕獲技術（まる三重ホカクン+大量捕獲わな）の普及に取り組み、導入実績は4市町で4件となりました。
- ③ 地域の捕獲力強化に向け、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業や県事業を活用して、市町等が行う捕獲活動や各捕獲隊等の活動体制強化を支援しました。また、捕獲力の強化に伴い課題となっている捕獲後の処分体制の構築に向け、他県で導入されている焼却施設や微生物等を活用した減量化装置を調査し、有望と判断した減量化装置の現地実証（1カ所）に取り組みました。
- ④ これまで捕獲が進まなかった行政境界近辺における捕獲を促進するため、市町、獣友会および関係する県との調整を進め、2地域において各2回、シカ及びイノシシの広域一斉捕獲が実施されました。また、地域における持続的な捕獲体制の構築に向け、複数の集落が連携する共同捕獲隊や、集落内で見回りやエサの交換などの役割分担を明確にした集落捕獲隊の活動を支援しました。
- ⑤ 鳥獣捕獲者の確保に向け、獣友会と連携し、狩猟免許取得促進のためのPR等に取り組み、平成26年度の狩猟免許試験合格者数は306名と、昨年度を91名上回りました。

3 被害防止や捕獲技術に関する調査研究

- ① I C Tを用いたニホンザルなどの防除・捕獲・処理の一貫体系技術の構築に向け、現地実証を実施するため、伊賀市内に18基の大量捕獲わなとネットワーク化したサル接近センサー30基を設置しました。
- ② ニホンジカによる皮剥ぎ被害防止技術の研究・開発に取り組み、果樹においては、忌避効果が期待される薬剤の効果を、樹木においては、皮剥ぎを防止する資材の経年効果を確認しました。
- ③ アライグマ対策として、伊賀市の果樹園（1カ所）において、複数の小型捕獲わな設置による効率的な捕獲と被害防除効果の現地実証を行いました。

4 獣肉等の利活用を推進

- ① 県産の鹿肉や猪肉の利活用を促進するため、飲食店、流通事業者等を対象に「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」に関する説明を行ったほか、生産された「みえジビエ」における食中毒菌等のモニタリング検査など、安全性や品質の確保に向けた取組を行いました。
- ② 安全性や品質が確保された県産の鹿肉や猪肉を取り扱う事業者であることを証明する「みえジビエ登録制度」について、平成 26 年 5 月に第 1 号の事業者を登録し、平成 26 年度末までに 25 事業者 44 施設を登録しました。
- ③ 「みえジビエ」の需要の拡大に向け、飲食店との連携により、「みえジビエ」を食材に採用したメニューの提供、大手流通事業者との流通体制の構築を行いました。また、「みえジビエ」を広く県民に周知するため、「みえジビエ」の加工品の試食提供による販売促進活動やラジオ放送によるみえジビエの取組等の P R を行いました。
- ④ 「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングにより、外食チェーンにおいて期間限定の第 3 弹シカ肉メニューが提供されました。また、平成 26 年 11 月 1 日から 3 ヶ月間、みえジビエ登録事業者と連携して「みえジビエフェア」を開催し、県産の鹿肉や猪肉を使った期間限定メニューを販売しました。

今後の主要課題

- ① 累計 273 集落において継続的な獣害対策が行われていますが、県内全体では、依然 800 以上の集落で被害が発生しており、今後も「獣害対策に取り組む集落」づくりを推進していく必要があります。また、市町や生産者等から、集落ぐるみで行う野生獣の追い払いなどの取組への支援や侵入防止柵の設置要望は多く、今後も計画的な支援が必要です。
- ② 獣害対策に取り組む集落づくりの機運の醸成と県民の皆さんとの獣害対策への理解促進を図るため、優良活動事例の普及やパブリシティ活動等による情報発信に取り組むことが必要です。
- ③ シカ及びニホンザルの被害は特に深刻であることから、今後、開発した大量捕獲技術を現場に普及させていくとともに、引き続き、新たな捕獲技術について研究・開発を進めていく必要があります。また、 I C T を用いたニホンザルなどの防除・捕獲・処理の一貫体系技術の構築に向け、これまでに実施した現地実証の結果を踏まえ、それぞれの大量捕獲わなや接近センサーを一元管理できる仕組みの構築が必要です。
- ④ 捕獲力の強化に伴い、捕獲後の処分体制の構築が課題となっていることから、市町の捕獲等の状況に応じて効果的な処分方法を検討し普及していく必要があります。
- ⑤ これまで捕獲が進まなかった行政境界近辺における捕獲を促進するため、引き続き、行政境界近辺での広域連携によるシカ及びイノシシの一斉捕獲の実施を支援するとともに、市町内における共同捕獲体制や集落における捕獲体制などの構築を進める必要があります。
- ⑥ 安全で高品質な「みえジビエ」の安定的な供給を図るため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を遵守した解体処理施設の整備等を引き続き推進するとともに、安全性や品質が確保された県産の鹿肉や猪肉を取り扱う事業者であることを証明する「みえジビエ登録制度」の普及を図っていく必要があります。
- ⑦ 「みえジビエ」の需要の拡大を図るため、引き続き、企業と連携した新商品の開発・販売や首都圏等での販売促進に取り組んでいく必要があります。

トピックス1

「みえジビ工登録制度」登録数は25事業者、44施設となりました！



知事から「みえジビ工登録制度」第1号の登録証を交付

三重県では、消費者に安心して県産の鹿肉や猪肉を食べていただけるよう、「『みえジビ工』品質・衛生管理マニュアル」の普及や、登録基準に適合した事業者を登録する「みえジビ工登録制度」の創設、野生獣肉を使用した商品やメニューの開発などを進めてきました。

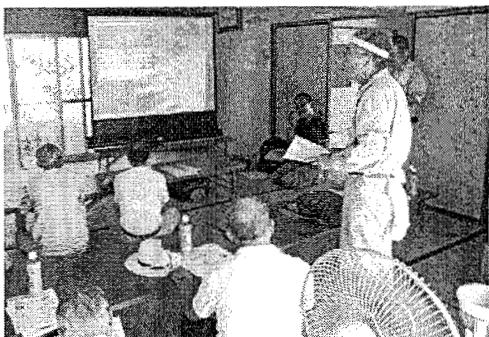
平成25年12月に創設した「みえジビ工登録制度」については、平成26年5月に第1号の登録を行って以降、平成27年3月末までに、解体処理施設や飲食店など、25事業者、44施設を登録しました。

今後も「みえジビ工登録制度」の普及啓発を行い、登録事業者を増やすとともに、ビジネス展開も視野に入れた「みえジビ工推進協議会（仮称）」の設立に対する支援に取り組むことなどにより、「みえジビ工」の利用拡大につなげていきます。

トピックス2

集落ぐるみで取り組む獣害対策の優良事例！

～平成26年度知事表彰受賞の旭町自治会（伊勢市）の取組～



伊勢市旭町では、ニホンザルやイノシシによる獣害が農地に広がり、地域の農業生産に大きな障害となっていました。また、ニホンザルは通学路周辺にも出没し、地域の子ども達の安全確保にも不安を感じる事態となっていたことから、平成22年から市や県と連携のもと「集落ぐるみの獣害対策」への取組が開始されました。

当初は、住民自らが対策を行うことに疑問や不満の声も上がりましたが、研修会や実証等を積み重ねるうちに、住民の取組機運も高まっていきました。

自治会リーダー達の強いリーダーシップのもと、エサ場の除去や隠れ場の刈り払い、追払い活動の実施に加え、わな免許の取得による有害捕獲の実施など、「自らの地域は自らが守る」を合言葉に数々の対策が実践されました。

また、非農家への意識啓発活動も行われ、小学校等の先生も追払いに参加するなど、農家と非農家が一緒になった住民活動が展開された結果、地域の獣害は大きく減少しました。

これらの地域ぐるみでの取組が高く評価され、平成26年度「獣害につよい集落」等優良活動表彰で三重県知事表彰を受賞しています。

他の地域でも同様に、地域ぐるみでの活動が進むよう、取組事例の普及に取り組んでいきます。

【基本事業Ⅲ-3】人や産業が元気な農村づくり（主担当：農業基盤整備課）

基本事業の取組方向

都市住民や企業等との交流・連携の促進などを通じて、農村をさまざまな主体が関わる中で支えていく仕組みや住民の生きがいづくりに取り組むとともに、自然、文化、農産物等農村地域の豊かな地域資源を活用した交流人口の拡大、就業機会の創出・確保を図ることにより、人や産業が元気な農村づくりにつなげます。

取組目標

「いなかビジネス」の取組数	農山漁村地域における、地域の農産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした新たな経済活動創出の取組数（三重県調べ）
---------------	--

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
101件 (平成22年度)	170件	260件

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	125件	140件	155件	170件
実績値	125件	140件	158件	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

農村の資源と都市のニーズを結んで新しいビジネスを作り出すコーディネーターの養成や専門家派遣による新商品や新サービス開発の支援、優良事例の水平展開を図るためにグリーン・ツーリズムネットワーク大会の開催に取り組み、「いなかビジネス」の取組団体は158団体となり、目標を達成しました。

農山漁村の交流人口を増加させるため、いなかビジネスの取組団体やコーディネーターをネットワーク化、グループ化し優良事例の水平展開を図るとともに、企業等と連携した情報発信や大都市圏へのPRの強化に取り組みます。

1 農村の魅力発信と都市と農村の交流促進

- ① 都市と農村の交流を促進するため、農村の魅力や農村で楽しめる旅の情報を集めた広報誌「三重の里いなか旅のススメ」を約38,000部配布したほか、旬の情報をホームページやメールマガジンにより発信しました。
- ② 農村を繰り返し訪れるファンを増やすため、県内外のイベントに出展し三重の農村の魅力をPRするとともに、「三重の里ファン俱楽部」の会員を募集しました。三重の里ファン俱楽部会員数は7,057名（対前年585名増）となりました。
- ③ 農村における集客力の向上を図るため、SNSの活用講座や直売所の魅力アップセミナーなどの選択専門研修を9回実施しました。

2 地域の豊かな資源を活用した「いなかビジネス」の取組拡大

- ① 農村の有する豊かな資源を活用した農村起業を促進するため、コーディネーター養成講座を開催し、農村の資源と都市のニーズを結んで新しいビジネスを作り出す人材の育成に取り組みました。平成26年度の講座修了者は16名で、これまでの同様の講座の修了生を含め、コーディネーターの養成数は53名となりました。当講座がきっかけとなり、里山を資源とした自転車によるヘルツツーリズムの事業や農家レストランのプロデュース、体験ツアーの企画など、新たな発想による農村活性化の取組が生まれています。
- ② 地域の豊かな資源を活用して魅力ある商品や集客サービスを提供する「いなかビジネス」の取組を進めるため、専門家派遣により、集落ぐるみによる新商品や新サービスの開発を支援しました。「いなかビジネス」の取組数は158件（対前年18件増）となりました。「いなかビジネス」取組団体の交流人口は前年比1.0%、売上額は前年比2.5%増加しており、地域の活性化につながる成果がみられました。
- ③ いなかビジネスに取り組む実践者の情報交換・連携を促すとともに、課題別の研修会による取組の質的向上を図るため、第1回いなかビジネス実践者大会を開催しました。（159名参加）

3 企業や学校等と連携した農村生活体験活動の促進

- ① 子どもや学生による農村生活体験活動を促進するため、体験プログラムの開発や安全管理セミナーの開催など、受入体制の整備を支援しました。また、受入地域の情報をまとめたパンフレットを作成し、県内外の小中学校等に配付するとともに、学校側の理解促進を図るため、県内の小中学校校長会において、インストラクターとともに農村生活体験活動の説明を行いました。農村生活体験活動の受入地域は、11地域（対前年1地域増）となりました。
- ② 農林漁業体験民宿の開業を促進するため、農林漁業体験民宿セミナー（セミナー受講者79名）を開催しました。農林漁業体験民宿の開業実績は30件（H26年度新規6件）となりました。
- ③ 企業と農山漁村の双方にメリットがある交流・協働活動の創出を目指し、県内外20社の企業訪問を行うとともに、リーフレット配布（2,000部）やメールマガジンの発行、フォーラムの開催などにより、情報発信を行いました。
また、農山漁村側における企業の受入体制の整備に向け、企業の受入を進めるコーディネーターを養成する講座（2回、のべ8名参加）を開催するとともに、受入組織スキルアップ研修（3ヶ所、9組織参加）やモニターツアー（1回、15社参加）を実施しました。

これらの取組を通じ、4つの地域（津市美里町、御浜町、四日市市、大台町）で新たな活動がスタートし、累計活動地域は6地域となりました。

4 適切な体験プログラムを構成できる知識を持った指導者等の育成

- ① 農村における体験や交流活動の指導者として活躍できる知識と技術を修得した農林漁業体験指導者（グリーン・ツーリズムインストラクター）を育成するため、3泊4日の日程で育成講座を開催しました。農林漁業体験指導者数は151名（対前年23名増）となりました。

5 農業及び農村の資源を活用した実践活動の促進

- ① 中山間地域等における農業用水などの土地改良施設や農地の有する多面的機能が、地域住民の積極的な維持管理により良好に發揮されるよう、農村地域住民による農村環境の保全や創造などの取組を支援しました。県内3地区において、集落周辺部の環境美化や自然体験場整備、地域の魅力発信イベントなど、住民による多様で特色あるむらづくりが進みました。
- ② 農地の持つ多面的機能の発揮と地域住民活動の活性化を図るため、様々な保全活動を進める地域リーダーとして委嘱している「ふるさと水と土指導員（25名）」のうち5名を全国研修会へ派遣し、資質の向上を図りました。

今後の主な課題

- ① 今後、農山漁村においては高齢化及び人口減少が進んでいくため、移住者や地域外のコーディネーターと住民を結び、地域資源を活用した若者の定住や雇用につながるビジネスを創出する必要があります。また、各地域の課題に応じ、総合的な支援を展開する方策について検討を進めることができます。
- ② 本県の豊かな自然を生かした交流の促進に向け、県内の「自然体験プログラム」をより魅力的なものにブラッシュアップするとともに、県内外へ積極的に情報発信していくことが必要です。

トピックス1

第1回いなかビジネス実践者大会を開催！ ～宝物は足元に、見つめ直そう地域資源～



農山漁村地域では、高齢化・人口減少や基幹産業である農林水産業の低迷などを背景として、地域の活力が低下しています。

こうしたなか、地域の活性化を図るためにには、地域の豊かな資源を活用し、収入の安定や就業機会の創出をめざしていくことが重要です。こうした取組の普及啓発を図るため、いなかビジネス実践者や農林漁業者など農山漁村地域の経済活動に関わる方々の情報交換や研修の場として、平成26年10月21日、第1回目となるいなかビジネス実践者大会を開催しました。秋の繁忙期にもかかわらず、159名の方にご参加いただきました。

基調講演として、田舎まるごと販売研究家の松崎了三氏より、『活かそう！三重の地域資源、まずは足元を見つめて』と題して、馬路村のゆずブランドの事例を用いて、地域資源の活用についてご説明をいただきました。

今後も、農山漁村地域の経済活動に関わる方々に情報交換や研修の場を提供し、いなかビジネスの取組の拡大や内容の充実を図ります。

トピックス2

企業と農山村との協働活動で日本酒が完成！～限界集落を宴会集落に～



企業と農山漁村の双方にメリットがある交流・協働活動の創出を目指し、企業と農村のマッチングを進めています。

平成26年5月1日には、御浜町尾呂志地区の農業生産者のグループと熊野市のモノづくり企業が「農山村活性化の取組に関する協定書」を締結しました。

この協定に基づき、環境に配慮した方法で県育成の酒米「神の穂」を栽培し、日本酒を醸して地域の活性化につなげていく「尾呂志酒米プロジェクト2014」が始動しました。

社員が地元住民と協働して手植えでの田植えや雑草取り、稲刈りに取り組み、収穫した酒米から「純米大吟醸 風(おろし)」を完成させました。また、平成27年2月18日には、盛大な完成披露発表会が開催され、新たな地元特産品として注目を集めました。

今後も、企業と農山漁村地域との交流・協働活動の創出を進めながら、農山漁村地域の活性化を支援していきます。



【基本事業Ⅲ-4】多面的機能の維持増進（主担当：農業基盤整備課）

基本事業の取組方向

地域住民をはじめさまざまな主体との連携による、水路や農道など生産資源の保全管理や生態系の保全、景観形成などの活動を促進することにより、農業及び農村の持つ多面的機能の十分な発揮と、農村における地域活動の活性化につなげます。また、中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。

取組目標

農村の資源保全活動対象集落数	農業及び農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設等の保全活動が展開される集落数（三重県調べ）
----------------	--

計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
424集落	500集落	600集落

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	460集落	500集落	500集落	500集落
実績値	502集落	510集落	782集落	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

農地・農業用施設・景観の保全活動の取組を拡大させるため、説明会の開催などにより、新しく見直された多面的機能支払交付金の普及啓発に取り組み、取組集落数は前年より272集落増加し782集落となりました。引き続き、農地・農業用施設・景観の保全活動に取り組む集落の拡大を図るとともに、地域資源の保全活動が持続的に実施されるよう、多様な主体の参画を促す必要があります。

26年度の取組状況

1 農地・農業用施設の保全向上活動や景観の保全活動等への支援

- ① 平成26年度に農地・水保全管理支払から見直された「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」への円滑な移行及び取組拡大に向け、国及び市町と連携し、説明会を各地域で開催しました。（延べ2,618名参加）
- ② 農業の多面的機能の維持増進に向け、国の「多面的機能支払交付金」を活用し、農地・農業用施設の維持保全活動や、生態系、景観の保全、農村の文化の維持伝承活動等を支援しました。取組実績は782集落（対前年272集落増）、24,328ha（対前年7,321ha増）となりました。
- ③ 活動組織間の情報交換や取組内容の質の向上に向けて、優良活動報告会や実践者向けの参加型研修会などを開催しました。（1,086名参加）
- ④ 農村環境保全活動への子どもの参画を促すため、大人と子どもが一緒に農村環境を考える「声優の卵による環境アニメ紙芝居」公演を開催しました。（425名参加）

2 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための支援

- ⑤ 生産条件が不利な中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止するため、国の「中山間地域等直接支払制度」を活用し、中山間地域等の傾斜農用地等において、5年以上耕作を続ける地域協定に参加した農業者に対し、交付金を交付しました。取組実績は230集落、1,697ha（対前年2ha増）となりました。

3 農業及び農村における生態系や生物多様性の保全

- ① 地域環境に与える農業農村整備事業の影響を回避するため、事業を実施する2地区において、生態系の事前調査を行いました。また、事業が完了した1地区について、希少植物の保全効果を検証する事後調査を実施し、準絶滅危惧種のトウカイモウセンゴケの生息が確認されています。

4 さまざまな主体の参画による生態系保全や地域景観形成活動などの促進

- ① 水田や水路における生態系を保全するため、メダカなどの魚類が水路と水田を自由に行き来できる水田魚道を設置した1地区で、地域の子供を対象に魚道を遡上する魚類や水田に棲む生き物観察会を開催し、生態系保全に対する地域住民の意識向上に取り組みました。
- ② 農業用ため池などの農業用水利施設は、農業生産に資するだけでなく、自然環境保全や良好な景観の形成、保健休養など多面的機能を有していることから、これらの多面的機能の発揮に向け、遊歩道や親水公園などの水辺環境の整備を3地区で進めました。うち、1地区において事業が完了し、ため池の周辺に整備した遊歩道などの供用が開始されました。

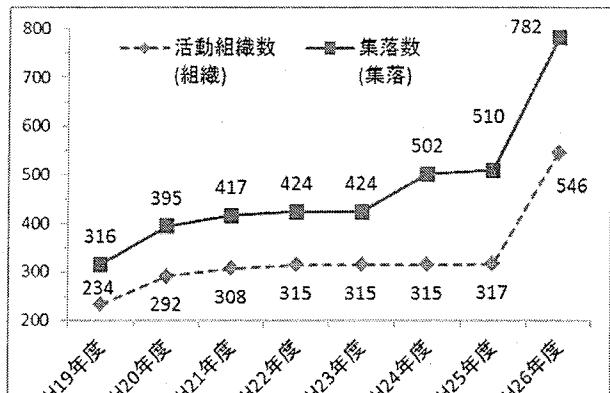
今後の主な課題

- ① 農業の多面的機能の維持増進に向けた農地等の保全活動の取組が、学校や自治会、NPOなどさまざまな主体が参加する保全活動として持続的に発展していくよう、地域の人材育成や持続的に活動を支える体制づくりを進め、地域コミュニティ活動として定着させていく必要があります。
- ② 「中山間地域等直接支払制度」については、平成27年度から第四期対策がスタートし、超急傾斜地及び広域の集落協定を対象に加算措置が拡充したことから、制度の周知を図るとともに、高齢化の進んだ条件不利地域において、将来にわたって営農が継続できる体制を整備する必要があります。

トピックス1

多面的機能支払交付金の取組集落が拡大しています！

～説明会の開催により新しい制度の普及啓発に取り組みました～



取組集落数・組織数の推移

農業・農村は、国土保全、水源かん

養、景観形成等の多面的機能を有していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このような中、国においては多面的機能の発揮のための地域活動に対する支援を拡充するため、これまで実施されてきた「農地・水保全管理支払交付金」を見直し、「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」が創設されました。

本県では、新しい制度への円滑な移行を図りつつ、取組を拡大していくため、平成26年4月より、市町や関係団体と連携して、県内各地で制度の普及・啓発を図る説明会を開催しました。説明会の開催回数は延べ53回、参加人数は延べ2,618名に上りました。

これらの取組の結果、農地・農業用施設の維持保全活動や、生態系、景観の保全、農村の文化の維持伝承活動等の取組実績は782集落（対前年272集落増）、24,328ha（対前年7,321ha増）と大幅に拡大しています。

平成27年度から法律に基づく安定的な制度となることから、一層の取組拡大を図るとともに、取組内容の充実に向けて支援を行っていきます。

トピックス2

環境学習のためアニメ紙芝居公演を開催しました！



子ども達に、田んぼや水路が生きものの大切な住みかになっていることを理解してもらい、農村環境の保全活動につなげていくため、平成26年12月に、三重県総合文化センター（津市）において、NPOメダカのコタロー劇団による、アニメ紙芝居公演を実施しました。この公演は、子ども達の農村環境への理解が進むよう、音楽を織り交ぜ、

アニメキャラクターの声を声優の卵が担当するなど、分かりやすく楽しい構成となっており、親子連れなど425名の参加がありました。

公演の最後に、内容を復習するため、クイズを実施したところ、熱心に回答する子ども達の姿がみられ、農村環境への关心が高まったことがうかがえました。

今後も、農村環境の保全活動への子ども達の参画を促すため、子ども達に農村環境を保全することの大切さを伝えていきます。

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

農業の活性化と県民の皆さんの豊かな暮らしの実現に向けて、消費者の多様な期待への的確な対応と、満足感や環境・健康志向などを満たす新たな価値の積極的な提案を通じて、地域資源の特徴を生かした競争力ある農産物やそれらの加工品・サービスの充実を図るとともに、県内、大都市圏をはじめとする県外や海外などに効果的に提供していくための環境整備を進めます。

また、農業が県民の皆さんや消費者に支持されるよう、環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待への積極的な対応を図る生産活動等を促進します。

基本目標指標

県産品に対する消費者満足度

県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の割合（三重県調べ）

目標の進捗状況

	23年度 計画策定時	24年度	25年度	26年度	27年度 行動計画の目標	33年度 基本計画の目標
目標値		28.0%	33.0%	36.5%	40%	60%
実績値	25.2%	29.5%	30.9%	28.0%		

※実績値は評価年度の前年度の概算値

26年度評価

基本目標指標の県産品に対する消費者満足度については、天候不順等による品揃えや価格の影響もあり、目標を達成することができませんでした。

基本事業については、企業との連携により農林水産資源を高付加価値化する取組や国内外における販路開拓に対する支援、6次産業化の取組、県内量販店における旬の県産農林水産物の特長やおいしさ等のPRに取り組み、すべての目標を達成しました。

引き続き、農林水産資源を活用した新商品の開発や、県産農林水産物の魅力のPR等とともに、ICTやビッグデータの活用や県産農林水産物の機能性に着目した生産活動を促進する事業環境の整備に取り組みます。

＜基本施策を構成する基本事業＞

【基本事業1】新たなビジネス創出に向けた基盤づくり

【基本事業2】新たなマーケティング戦略の展開

【基本事業3】県民の皆さんと農業との支えあう関係づくり

【基本事業IV-1】新たなビジネス創出に向けた基盤づくり (主担当：フードイノベーション課)

基本事業の取組方向

みえフードイノベーションの形成等を通じて、マーケットインの発想で農産物の高付加価値化やブランド化に挑戦する意欲的な生産者や食品産業事業者等を対象に、その取組に対する支援を行い、新しいビジネスモデルの創出を促進します。

取組目標

農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数（累計）	企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーション・プロジェクト等の創出数（三重県調べ）
-------------------------------	--

計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
—	25件	55件

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	10件	(達成済)	(達成済)	25件
実績値	29件	37件	43件	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

「みえフードイノベーション・ネットワーク」の会員数が356者となり、ネットワークが広がっているほか、会員相互の連携促進などにより、新たに6つのプロジェクトを創出し、15の商品等を開発しました。今後は、意欲ある生産者と食品関係企業、研究機関などとの連携を強化することで、各主体の役割や機能をさらに発揮できるようにしていく必要があります。

26年度の取組状況

1 みえフードイノベーション・ネットワークの形成

- ① 異業種や産学官の連携により、県内農林水産資源を活用した新商品開発を進める「みえフードイノベーション・ネットワーク」について、引き続き会員の募集を行いました。ネットワーク会員は356者（対前年54者増）となり、みえフードイノベーションの輪は広がっています。
- ② ネットワーク会員相互の連携を誘発するため、シンポジウムや素材提案会などにより交流の機会を創出するとともに、ホームページ及びメールマガジンによる情報発信に取り組みました。ネットワーク会員相互の連携により、新たに6つのプロジェクトが創出され、県産鹿肉を使ったカレーの新メニューなどみえのソフトクリーム第2弾、低リン米、亀山ラーメンの即席カップ麺など15の商品等が開発されました。
- ③ 異業種や産学官の交流・研修の場として、平成27年2月に「みえフードイノベーション・シンポジウム」を開催しました。シンポジウムでは、6次産業化や農產物流通等のトップランナーによる講演を行ったほか、機能性表示や食のバリューチェーン構築など最近のトピックスを題材にしたディスカッションや交流会などを開催し、会員の資質向上、連携強化を図りました。

2 大都市圏等への販路拡大をめざす生産者・事業者の育成

- ① 首都圏等への販路拡大をめざす生産者・食品関係事業者を育成するため、FCP（フード・コミュニケーション・プロジェクト）のツールを活用して、商品力の強化、事業活動の信頼性や営業力の向上に向けた、「みえの食品 商品力・営業力アップセミナー」（38事業者が参加）と集中研修（12事業者が参加）を実施しました。
- ② 食品関係事業者の営業力・商品力を高めるため、実践研修の場として、全国規模の展示商談会「スーパーマーケット・トレードショー」へ出展する機会を創出しました。（14事業者が出展）

3 ブランド化に取り組もうとする生産者・事業者の発掘・育成

- ① 県産品の販路拡大に向け、優れた農林水産物や食品を選び、大都市圏等に発信する「みえセレクション制度」について公募を行い、平成26年8月及び平成27年1月に合計27品目を選定しました。
- ② 「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」に沿って高品質で安全・安心な県産鹿肉、猪肉を取り扱う事業者（解体処理施設、加工品製造施設、飲食店、販売店）を登録する「みえジビエ登録制度」の拡大を図り、平成27年3月末までに25事業者44施設を登録しました。

4 ブランド化に取り組もうとする生産者・事業者の商品力向上を支援

- ① 平成27年2月に開催した「みえフードイノベーション・シンポジウム」において、商品のブランディングや取引拡大の機会として、みえ豚、錦爽鶏、新姫、ハナビラタケ等のプレゼンと試食提供を行い、参加者の意見を踏まえ、商品改良や取引拡大につなげました。
- ② 県産のこだわり食材の商品力を強化し、販路拡大につなげるため、「シカ肉」「伊勢まだい」「水耕野菜」など県産食材のホテル等への活用提案を行い、県産食材を使ったメニュー開発につなげました。

5 「もうかる農業」につながる新しい三重ブランドの創出

- ① 特に優れた県産品とその事業者を評価・認定する「三重ブランド」認定制度については、平成26年度に、新規認定品目として、「岩がき」で1事業者を、また、既認定品目の追加認定として「伊勢茶」で1事業者認定し、三重ブランドは15品目、38事業者となりました。一方、三重ブランド認定申請を行い、不認定となった者に対しては、審査の過程で明らかとなつた評価ポイントや改善点をフィードバックしました。
- ② ブランド化に取り組む事業者への支援として「新姫」と「はたけしめじ」について、3か年計画に基づき、生産者団体とのワークショップを実施し、ブランド化に向けた課題を把握するとともに、規格や販売管理方法等の検討を行いました。また、販路拡大に向け、商談会や物産展などへの出展を支援しました。

今後の主な課題

- ① 県内農林水産業を牽引する新たな商品やサービスの創出に向け、引き続き、みえフードイノベーション・ネットワーク会員の拡大を図るとともに、意欲ある生産者と食品関係企業、研究機関などとの連携をさらに強化する必要があります。また、みえフードイノベーションの取組が今後も自立して継続していく仕組みを検討する必要があります。
- ② ブランド化をめざす事業者の育成に向け、支援対象となった事業者の実施計画に基づく取組に対し、情報提供や助言などを進めていく必要があります。

トピックス1

三重県初のご当地ラーメン・亀山ラーメンが
即席カップ麺として全国展開されました！



商品完成発表会

平成25年度に、「ご当地ラーメングランプリ2013」で見事グランプリを獲得した、三重県初のご当地ラーメン・亀山ラーメンが、即席カップ麺として商品化され、全国で発売されました。みえフードイノベーション商品として全国展開されるのは、この商品が初めてとなります。

こだわりの牛骨味噌スープの味を忠実に再現し、三重県産ハナビラタケパウ

ダーも使用、本格的なノンフライ麺で、男女問わず幅広い年代に好まれる味に仕上がりました。フタの裏側には三重県観光キャンペーンのロゴマークを印刷し、「三重県」「亀山」を全国へPRできる商品になっています。

また、発売を記念して実施した県産品や県内観光施設宿泊券などが当たるプレゼントキャンペーンには、全国から4,000人以上の応募があり、三重県のPRにもつなげることができました。

トピックス2

熊野市で発見された柑橘の新品種「新姫」のブランド化を進めています！



爽やかな香りが特徴の「新姫」

熊野市で発見された柑橘の新品種「新姫」は、果皮が鮮やかな緑色で直径3cm程度のかわいい香酸柑橘です。スタチやシークワーサーのように酸味が強く、爽やかな香りが特徴で、熊野市では、より多くの方に「新姫」を味わっていただきたいと、官民一体となり、生産振興と商品開発に取り組んでいます。

県においては、専門家の派遣によるパッケージの検討など、「新姫」のブランド力の向上に向けた取組を支援してきました。

これまでの取組が実を結び、平成26年から、津市の大手量販店で販売が開始されることとなり、収穫期の10月11日には、生産者とともに知事も参加をして、試食の提供などにより来場者に新姫を紹介しました。

今後も、さらなるブランド力の向上に向けて、生産者の取組を支援していきます。



知事がイベントで「新姫」を紹介

【基本事業IV-2】新たなマーケティング戦略の展開

(主担当：フードイノベーション課)

基本事業の取組方向

消費者ニーズや市場動向を把握・分析し、新たな需要の創造を促進することを通じて、農林水産物直売所等を核とした県産農林水産物の新たな域内流通の仕組みづくりを進めるとともに、大都市圏、海外へ向けた販路拡大や売り上げの増加に取り組む事業者を支援し、経営の発展と地域の活性化につなげます。

取組目標

大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率	県が実施する販路拡大事業等に参加した事業者の対象品目の売上額の平成23年度を基準(100)とする伸び率(三重県調べ)	
計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
100	110	120

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	101	105	108	110
実績値	104	106	108	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

6次産業化の支援や食品産業事業者とのマッチング支援、大都市圏における商談機会の提供、輸出に向けた取組の促進などを行い、目標を達成することができました。

引き続き、意欲ある生産者の6次産業化を支援するとともに、さらなる海外販路開拓に向け、商談会や見本市への出展など、販路開拓につなげるBtoBの取組を重点化していくことが必要です。

26年度の取組実況

1 6次産業化及び食品産業事業者等とのマッチング支援

- ① 農林水産業者が自らの生産資源を用いて加工や販売に取り組む6次産業化を進めるため、各地域農業改良普及センターに6次産業化担当を配置するとともに、「三重県6次産業化サポートセンター」(平成26年度受託者：株式会社三重銀総研)を設置しました。

また、6次産業化プランナーの派遣（派遣201回）や普及指導員によるアドバイスにより、6次産業化の事業計画の作成や総合化事業計画の認定申請、2次・3次事業者との商品づくり・販売に向けたマッチング、施設整備等の支援を行いました。「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画の認定は、50事業者（平成26年度新規認定5事業者）となりました。

- ② 6次産業化のノウハウや知識の習得を支援するため、ステップアップ研修会（12回、参加者260名）や6次産業化を学ぶ実践研修会（9回、参加者405名）を開催しました。

また、異業種との連携を促進するため、農商工連携マッチングセミナー（2回、参加者127名）や新たな交流を促進するシンポジウム（1回、参加者約120名）を開催しました。

2 大都市圏等における商談機会の提供及び情報発信

- ① 大都市圏での県産農産物等の販路拡大を支援するため、首都圏の飲食店等のバイヤー4社を県内に招へいし、県内27事業者との商談会を実施しました。また、県内及び東京都にて大手商社と県内56事業者の商談の機会を創出しました。
- ② 平成26年11月に、名古屋市内で展示商談会を開催し、中部圏の食品関連企業や飲食店等のバイヤー等との商談機会を創出しました。県内事業者による38のブース出展に対し、132社207名の来場がありました。また同時に開催された個別商談会では80社165件の商談が実施されました。
- ③ 国際線機内食での県産食材の活用に向け、18品目について大手航空会社との商談機会を設けました。平成27年度より、国際線の機内食で活用される予定となっています。
- ④ 平成27年3月に、居酒屋・和食・フレンチなど複数のブランドを持つ首都圏の外食チェーン65店舗で、三重の食材を使用した三重フェアを14日間実施しました。また、首都圏の大手百貨店において、県産食材53品目の特設販売コーナーを1週間設置しました。
- ⑤ 神宮式年遷宮を契機として、県産品の販路拡大と観光誘客を図るため、全国の老舗百貨店6店において観光物産展「平成おかげ参りプロジェクト」を開催しました。また、プロジェクトの最後を飾るイベントとして、平成26年10月に伊勢市内で、物産販売と観光情報発信を実施しました。

3 意欲ある生産者・事業者による輸出に向けた取組の促進

- ① 三重県農林水産物・食品輸出促進協議会が核となり、関係者が一体となって、JETROや商社等からのアドバイスを得ながら、県産農林水産物と食品の輸出拡大に向けた取組を進めました。また、協議会の会員（45会員）を対象に、輸出のスキルアップに資する研修会の開催や海外で開催される商談会等でのサポートを実施するとともに、品目別に部会を設置し、輸出ターゲットに応じた課題解決を図りました。
- ② 県産品の輸出重点地域として位置づけている台湾では、平成24年度、平成25年度に引き続き、平成26年10月に台北の高級ショッピングモールで、平成27年2月に台中の高級スーパー・マーケットで三重県物産展を開催し、延べ28事業者の141商品が販売されました。また、6月に台北で開催された国際見本市の「Food Taipei 2014」へ出展してバイヤーとの商談や意見交換を行いました。
- ③ 台湾と同様に重点国と位置づけるタイでは、生鮮食品が有望視されていることから、好評を得ているみかんに加え、新たに柿、いちごの試食販売会を3期に分けて行いました。また、さらなる輸出拡大に向け、タイの高級スーパーのバイヤーを県内へ招へいし、県内の青果物の生産地及び食品加工施設を視察するとともに、商談機会を創出しました。

今後の主な課題

- ① 引き続き、三重県6次産業化サポートセンターを設置し、経営アドバイスを進めるとともに、6次産業化ファンドの活用を促進することにより、意欲ある生産者の6次産業化を支援する必要があります。
- ② 輸出の促進については、ミラノ国際博覧会への出展を契機として、欧州市場での販路開拓やインバウンドの拡大につなげていくとともに、これまでの物産展等における消費者へのニーズ調査やPRといったB to Cの取組から商談会の開催や見本市への出展など、販路開拓につなげるB to Bの取組に重点を移していく必要があります。

トピックス1

タイの高級スーパーのバイヤーを招へいしました！



平成25年度から取り組むタイへの県産前川次郎柿の輸出事業では、タイ・バンコクの高級スーパーでの試験販売が好調で、本格的な輸出に向け生産者の意欲が高まっていることから、平成26年11月にタイの高級スーパーのバイヤーを産地の多気町に招へいしました。

柿園地を見学しながら、生産者と意見を交わし、三重県産柿の安全性や品質の高さへの理解を深めていただきました。

また、同時に他品目の輸出拡大をすすめるため、タイをターゲットに販路開拓に取り組もうとする生産者や加工食品メーカーとの商談機会を創出しました。

引き続き、タイを輸出重点地域として輸出拡大に向けた支援を展開していきます。

トピックス2

「みえのこだわり食品マッチング交流会」を開催しました！



県産食材を活かした新商品開発や販路開拓につなげるため、平成26年11月、名古屋市内のホテルで、県と金融関係機関の主催により、「平成26年度みえのこだわり食品マッチング交流会」を開催しました。

商談会には、県内事業者が38のブースを出展し、各ブースで商品の魅力をPRするとともに、80事業者の参加により、事前予約制の個別商談会を実施しました。

展示商談会には、バイヤー等200名を超える来場があり、個別商談会では165件のマッチング商談が行われました。

この交流会は、事業者側とバイヤー側の両者から好評を得ていることから、県産食材のさらなる販路開拓に向け、取組を継続していきます。

【基本事業IV-3】県民の皆さんと農業との支えあう関係づくり (主担当: フードイノベーション課)

基本事業の取組方向

県内で生産される農産物の供給等を通じ、県民の皆さんのが豊かな生活につながるよう、消費者の期待と信頼に応える生産・流通活動の促進を図るとともに、食品産業事業者や消費者団体等との連携による食育や地産地消の促進に取り組みます。また、環境貢献や障がい者の農業就労支援などの取組を通じて、農業に係る新たな価値の創出とその「見える化」を進めることにより、県民の皆さん等の県産品に対する満足度の向上を図ります。

取組目標

企業との連携による食育等のPR回数

企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数(三重県調べ)

計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
—	8回	8回

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	8回	8回	8回	8回
実績値	11回	11回	12回	
達成率	100%	100%	100%	

26年度評価

県内量販店等と連携した「みえ地物一番の日キャンペーン」等、旬の県産農産物の特長やおいしさ、機能性などをPRするイベントを開催し、目標を達成しました。県産農産物への県民の満足度を向上させるため、県産農産物の有する機能性などに着目し、新たな価値の創出につなげていくことが必要です。

26年度の取組状況

1 食育や地産地消に関する情報を企業等と連携して積極的に発信

- ① 県内農産物の販売促進を図るため、県内量販店等において「みえ地物一番の日」キャンペーンなどのイベントを8回開催し、知事のトップセールス等により、新しい食べ方を提案するとともに、旬のおいしさや機能性などについて情報発信しました。
- ② 子ども達の農林水産業に対する理解の醸成を図るため、親子を対象とした農業体験教室の開催や農業体験の指導者養成、魚介類の調理体験教室の開催など、生産者団体（農業2団体、漁業1団体）による、農林漁業の大切さを子ども達に伝える活動を支援しました。

2 学校給食における県内産農産物の使用促進

- ① 学校給食における県内産農産物の活用を促進するため、教育委員会や栄養教諭など需要側と、生産者や流通事業者など供給側の両者が参加する「地場產品導入促進検討会」を開催し、需要側のニーズの把握や、食材納入スケジュールの調整などを進めました。
- ② 需要側のニーズに基づき、柑橘果汁や海藻など、県産農林水産物を使用した学校給食用食材の試作品開発に取り組み、教諭や生徒の評価を経て、「するめいか短冊（冷凍）」が製品化されました。

3 農業が果たしている新たな価値を県民の皆さんに伝える環境づくり

- ① 食の安全性に対する消費者の関心が高まる中、環境に配慮した生産方法を用い栽培履歴を管理して生産されている「みえの安心食材」を広く県民に周知するため、新聞広告（2回）や食育雑誌への掲載を行うとともに、ホームページによる情報発信を行いました。
また、みえの安心食材登録者等に「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の趣旨を徹底するため、県内5か所で講習会を開催しました。「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の設定品目は102品目で、うち登録数は78品目、989件（対前年50件増）となりました。
- ② 環境にやさしい農業への消費者の理解増進を図るため、消費生活相談員等勉強会において、化学農薬、化学肥料を減らした環境にやさしい米づくりを実践している農業生産者のグループ「尾呂志夢アグリ」（御浜町）の取組を紹介しました。
「尾呂志夢アグリ」の取組は、パッケージに「農業環境指標」を明示して、環境に配慮した農業の見える化に取り組んでいる点が評価され、平成26度「環境保全型農業推進コンクール」において東海農政局長賞を受賞しました。
- ③ 農業参入した福祉事業所で生産された野菜等は、直売所を中心に販売されましたが、障がい者が働くステップアップカフェ「Cotti菜」など、地域の飲食店のメニューでも活用されるようになり、販路が広がってきています。

今後の取り組み

- ① 食には、安全をベースにして、美味しさや機能性といった価値が求められていることから、県産農林水産物が有する機能性などに着目して、生産者をはじめ、食に関係する事業者などの有機的な連結やそれぞれの役割・機能の発揮を促し、新たな価値の創出につなげていくことが必要です。

トピックス1

企業等と連携した「みえ地物一番の日キャンペーン」

～県内量販店で県産農産物をPR～



県産農林水産物の魅力を発信するため、県内量販店で「みえ地物一番の日キャンペーン」を5回開催しました。

平成26年9月20日には、温州みかんの極早生品種である「みえの一番星」の販売開始イベントとして、生産者とともに知事も参加して、「すごいやんか！南紀みかん」を2店舗で開催しました。

イベントでは、生産者と知事が、南紀みかんのこだわりの栽培方法や特徴を紹介し、来場者の関心を集めました。

今後も、県民の皆さんの県産品への関心を高め、継続した購入につなげていくため、量販店や食品企業等と連携して県産品のPRに取り組んでいきます。

トピックス2

農業の大切さを子どもたちに伝える活動を推進しています！



納豆づくりを体験

子どもたちの農業への理解増進を図るため、生産者団体3団体（農業2団体、水産1団体）による、育てるところから食べるところまで一貫した体験教室の開催を支援しました。

松阪市の「ベル農会」は、地域の小学生の親子を対象に、大豆を中心とした農業体験を7回開催し、延べ292名の参加がありました。

播種からプランター栽培、収穫まで一連の栽培作業を体験するとともに、収穫した豆を用いて、納豆や豆腐、味噌づくりを体験しました。

参加した親子からは、「農家から話を聞けてよかったです」「大豆の成長を一から見ることができた」「枝豆と大豆が同じ豆からできていることを知った」「味噌の色がだんだん変わっていくのがわかった」などの感想が寄せられ、食と農への関心が高まったことがうかがえました。

引き続き、農業の大切さを子どもたちに伝えるため、生産者団体と連携して、子どもたちへ食農体験の機会を提供していきます。

(参考資料)

平成26年度実施状況報告の概要

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

■目標達成状況

目標項目	目標	実績	達成率
食料自給率（25年度）	45%	43%	96%
水田利用率	95%	94.4%	99%
新視点の取組を行う園芸産地数（累計）	15 产地	15 产地	100%
近隣府県畜産出額の本県のシェア	14.0%	14.8%	100%
安全安心な取組を進める产地割合	50%	55.5%	100%

■トピックス

- ・麦の生産拡大に向け、連作による土壌の酸性化と湿害を回避する技術の導入を進め、対前年 92kg 増の 347kg/10a の平均収量を実現。
- ・果樹では、県内最大の柿産地が、次郎柿のタイへの試験輸出を実現。
- ・県産牛肉の海外輸出促進に向け、米国におけるプレゼンテーションや米国人バイヤーの県内産地への招へい等により、商談機会を創出。
- ・米穀事業者のコンプライアンス意識の向上に向け、聞き取り調査を行うとともに、10月を「三重県食の安全・安心確保推進月間」とし、県内 3か所においてコンプライアンス研修会を開催。

■主な課題

- ・もうかる農業の実現に向け、多様化するニーズに応じた、水田活用作物の生産拡大や加工・業務用園芸産地の育成、果樹や茶、牛肉の輸出促進等が必要。
- ・食の安全・安心の確保に向け、引き続き、行政による農薬等の生産資材や米穀等の食品表示について適切な指導・監督を行うことが必要。

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の実現

■目標達成状況

目標項目	目標	実績	達成率
農業経営体数	2,540	2,385	94%
地域活性化プラン策定数	200	218	100%
持続的な営農の仕組みを有する集落割合	44.0%	43.7%	99%
新規就農者数	110 人	135 人	100%
基盤整備済農地の担い手への農地集積率	46.3%	48.2%	100%
農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）	75 件	75 件	100%

■トピックス

- ・農地集積の加速化に向け、農地中間管理機構において、農地の出し手と受け手のマッチングを開始。
- ・農業経営の安定化を図るため、集落営農組織の法人化や多角化（163 件）を促進。
- ・青年の就農意欲喚起に向け、青年就農給付金給付（145 名）、「みえの就農サポートリーダー制度」によるサポート（実績 32 名）を行い、新規就農実績は 135 名に。
- ・農福連携の促進に取り組み、農業参入した福祉事業所は 4 件増の 33 件に。
- ・水管理の効率化等に向けた農業用水路のパイプライン化や、基幹水利施設の長寿命化のための機能診断と補修を実施。

■主な課題

- ・農業の次世代への継承と力強い農業経営の実現に向け、新規就農者の確保・育成や企業などの新たな参入を促進する環境の整備、農業経営体の法人化・多角化や雇用力強化、経営規模拡大等を図ることが必要。
- ・農業の持続的発展に向け、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備、大規模災害に備えた農業版BCP の策定を進めすることが必要。

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持発揮

■目標達成状況

目標項目	目標	実績	達成率
農山漁村地域の交流人口（25年度）	5,300千人	4,890千人	92%
生活環境を整備する農山漁村集落数	13	13	100%
野生鳥獣による農業被害金額（25年度）	416百万円	324百万円	100%
いなかビジネス取組数	155	158	100%
農村の資源保全活動展開集落数	500	782	100%

■トピックス

- 農村地域の生活環境と水質の改善を図るために、農業集落排水施設の整備を進め、5地区で事業完了。
- 中勢用水地区において、農業用水施設等を活用した小水力発電施設の整備に着手。
- 「獣害対策に取り組む集落」は22集落増の累計273集落に。
- 安全性や品質が確保された業者を登録する「みえジビエ登録制度」に、25事業者、44施設を登録。
- 「いなかビジネス」の取組拡大に向け、実践者の情報交換・連携の場として、「第1回いなかビジネス実践者大会」を開催。
- 農村の活性化に向け、CSR活動等を行う企業と農村との連携を促進。

■主な課題

- 農村の活性化を図るために、豊かな自然を生かした交流や地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進することが必要。また、人口減少下にある農村において、新たな雇用の創出につなげていくため、総合的な支援を展開する方策を検討することが必要。
- 安心して暮らせる農村の実現に向け、引き続き、生活環境の整備や多面的機能の維持・発揮を図る取組の促進、総合的な獣害対策に取り組むことが必要。

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

■目標達成状況

目標項目	目標	実績	達成率
県産品に対する消費者満足度	36.5%	28.0%	77%
農林水産資源の高付加価値化プロジェクト数（累計）	20	43	100%
大都市圏等に販路拡大を図る事業者の売上伸び率	108	108	100%
企業等と連携した食育等のPR回数	8回	12回	100%

■トピックス

- 地域資源を生かした商品開発を商業ベースで進めるためのみえフードイノベーションプロジェクトの創設を推進。6プロジェクトを創設し、ソフトクリームやご当地ラーメン即席カップ麺など15商品等を開発。
- 優れた県産品を評価・認定する「三重ブランド」に岩がき1件、伊勢茶1件を認定。
- 県産品の輸出重点地域として位置付けている台湾及びタイにおいて、物産展等や試食販売会を開催。タイの高級スーパーのバイヤーを県内へ招へいし、商談機会を創出。
- 県内量販店等と連携し、「みえ地物一番の日」キャンペーンを展開。
- 子ども達の農業への理解増進を図るために、生産者団体による、農業体験教室等の開催を支援。

■主な課題

- 地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産に向け、産学官の連携による新たなビジネスの創出や食のバリューチェーンの構築、イノベーションを担う人づくり等を実施することが必要。
- 県産農産物の認知度向上を図るために、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者の皆さんに伝えていく取組を実施することが必要。

**三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
平成 26 年度 実施状況報告（案）**

**2015 年（平成 27 年）10 月
三重県**

**〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
TEL 059-224-2016 (農林水産部農業戦略課)
FAX 059-224-2558**